

第3章 インターネット資源管理ポリシーの現状
及びそれに関する議論の動向

第3章 インターネット資源管理ポリシーの現状及びそれに関する議論の動向

3 インターネット資源管理ポリシーの現状及びそれに関する議論の動向

3-1 ドメイン名

3-1-1 WHOIS を巡る ICANN での議論

- WHOIS に関する議論の背景

ICANN における WHOIS の議論の背景には、「プライバシー擁護派」対「情報公開派」の戦いともいえるべき利害対立がある。そもそも WHOIS サービスを提供する主たる目的は、当初はネットワーク運用（特にインターネット上での自律的なトラブル解決）また申請、登録データの確認/更新のためにインターネットユーザが必要とする情報の提供とされていたが、インターネットが社会で広く使われ始めるにつれ、実社会のルールとの違いが際立つようになり、プライバシーの擁護の必要性などの論点が出てくるようになった。しかしこの当初の目的のために WHOIS を提供することへの支持も強く、それ故に WHOIS に関する議論は容易に決着し難い問題をはらんでいると言える。

ICANN においては、2003 年 10 月の ICANN チュニス会議中に行われた同 10 月 29 日の GNSO 評議会会議において、それまで長年 WHOIS におけるプライバシー問題として検討されていた問題について、タスクフォース化を行い、改めて検討を開始することが正式に決定された。

WHOIS 問題は、その後タスクフォースを最も多いときで 3 つのグループに分け、グループごとに作業課題を設定する等して取り組んだが、結果的にこれらのグループからまとまった成果は生じなかった。

特に「WHOIS におけるデータ収集の必要性は、個人情報保護に関する国家法と、どのように関係するか」との比較的漠然とした課題を検討対象としたタスクフォース 3 は、対象テーマをその後絞り込んだものの具体的な進展も見られないまま行き詰まった。

こうした展開を打開するため、2005 年 2 月 17 日、GNSO 評議会の電話会議で、これらのタスクフォースの一本化が決定された。

2005 年に終了済みの作業で主に 2006 年の活動に関連するものについて、参考までに概略を述べる：

- タスクフォースへの TOR (Terms of Reference/委任事項) の設定と作業開始

その後、タスクフォースの活動は検討対象を更に絞り込むことで進展を見せた。まず、タ

スクフォースの最終的な検討対象 (Terms of Reference/委任事項) は、以下の 5 項目に絞られた：

- 1) WHOIS の目的の定義付けを行う、
- 2) 登録済みドメイン名の保持者、技術/管理担当者の目的の定義付けを行う、
- 3) 収集されたデータのうち公開されるものを決定する、
- 4) 不正確な WHOIS データについてレジストラに通知するプロセスの改善方法および、不正確なデータの調査訂正のためのプロセスを決定する
- 5) WHOIS サービスに関連する ICANN との契約の条項を遵守するための義務について、また同様に、WHOIS サービスに関連する適用される法および、国家による規制の遵守についての登録済みドメイン名の保持者、gTLD レジストラ、あるいは gTLD レジストリの義務間の義務の違いについて、決定する

上記委任事項 5 項目は、2005 年 6 月 2 日の GNSO 評議会会議で承認された。

最初の委任事項「WHOIS の目的の定義付け」の議論は、WHOIS の表示に関する意見対立の原因が、WHOIS の目的に対する意見の違いに原因している、という問題意識のもとで、「まず WHOIS の目的について妥協点を見つけておこう」という議論の流れになり、これが委任事項に入ったものと思われる。

この後、GNSO での WHOIS に関連する動きは、上記委任事項 5 項目が確定して以降、作業の内容別に以下の 3 つにグループ分けする形で進行した。

- 作業 I) WHOIS の目的と公開される情報について
対象とする作業：委任事項 5 項目の内、1)および 3)の項目
- 作業 II) データ収集の目的および、不正確なデータに関する通知のプロセスについて
対象とする作業：委任事項 5 項目の内、2)および 4)の項目
- 作業 III) WHOIS と国家法との抵触解決の方法について
対象とする作業：委任事項 5 項目の内、5)の項目

タスクフォースはまず、作業 III)「WHOIS とによる要請と国家法等の定めが抵触する場合の手続き」について検討を開始し、タスクフォースの中でこの作業が最も早く進んだ。

2005年9月12日に暫定課題報告書、同年10月25日に最終報告書³⁰を提出。同年12月のバンクーバー会議のGNSOパブリックフォーラム Part 1³¹では既に作業は完了したとの報告がなされた³²。

委任事項 5 項目の内、この項目が他よりも検討作業が早く進んだ理由は、この時点ではWHOISの目的の定義（委任事項 5 項目の 1））がまだ定まっていなかったためである。また、他の事項とは違い関係者の利害対立が比較的少なかったためとも思われる。

委任事項 2）および 3）については、いずれも“WHOISの目的に照らして”定義付けなり決定を行う、という作業目標を設定しており、WHOISの目的が定まっていないこの時点ではいずれも着手のしようがなかったためである。

このように、作業III)については2005年中に作業が完了した³³。

³⁰ <http://gns0.icann.org/issues/tf-final-rpt-25oct05.htm>

³¹ バンクーバー会議 GNSO評議会パブリックフォーラム Part 1 の音声の字訳（全文）：
<http://www.icann.org/meetings/vancouver/captioning-public-forum-i-02dec05.htm>

³² バンクーバー会議 GNSO評議会パブリックフォーラムのプレゼン資料：
<http://gns0.icann.org/issues/whois-privacy/gns0-whois-tf-rpt-02dec05.pdf>

³³ その後2006年1月18日付で作業結果は勧告としてICANN理事会に提示された。

- WHOIS の目的の定義付けの作業に関する経緯

委任事項 5 項目の設定直後より WHOIS の目的の定義付け（委任事項 5 項目の 1）についても検討作業は進められた。

若干遅れて 2005 年 12 月のバンクーバー会議³⁴のGNSOパブリックフォーラムにて、WHOISの目的の定義 2 つ、（案 1 および案 2）が発表された。

それぞれの案の原文および参考日本語訳は、以下のとおりである。

（案 1・原文）

The purpose of the gTLD Whois service is to provide information sufficient to contact a responsible party for a particular gTLD domain name who can resolve, or reliably pass on data to a party who can resolve, issues related to the configuration of the records associated with the domain name within a DNS nameserver.”

（案 1・日本語訳）

gTLD WHOIS サービスの目的は、ある特定の gTLD ドメイン名において責任を持ち、DNS ネームサーバ内の当該ドメイン名登録設定に関する問題を解決できる当事者自身、もしくは解決できる者へデータを確実に渡せる当事者にコンタクトするに十分な情報を提供することである。

（案 2・原文）

The purpose of the gTLD Whois service is to provide information sufficient to contact a responsible party or parties for a particular gTLD domain name who can resolve, or reliably pass on data to a party who can resolve, technical, legal or other issues related to the registration or use of a domain name.

（案 2・日本語訳）

gTLD WHOIS サービスの目的は、ある特定の gTLD ドメイン名において責任を持ち、ドメイン名の登録もしくは利用に関する技術的問題、法的問題もしくはその他の問題を解決できる当事者または当事者集団自身、もしくは解決できる者へデータを確実に渡せる当事者にコンタクトするに十分な情報を提供することである。

³⁴ ICANNバンクーバー会議のページ：
<http://www.icann.org/meetings/vancouver/>

同会議の GNSO パブリックフォーラムにおける議論では、Jordyn Buchanan 氏 (WHOIS タスクフォースのチェア) が WHOIS の目的について説明した。更に、「WHOIS とはドメイン名に関するデータを参照するためのシステムの提供である」という点については各部会間の意見に異存はなかったこと、しかし、「WHOIS が解決しようとする問題とは何なのか」についての見解が一致しなかった旨、説明を行った(なお、このフォーラムでは WHOIS による公開情報については事実上触れられていない)。

WHOIS の目的 (およびデータの公開に関する) 暫定課題報告書のドラフトが発表されたのは同年 12 月 23 日、同報告書の完成版は 2006 年 1 月 18 日に発表された³⁵。暫定課題報告書には同年 1 月 19 日から同年 2 月 8 日までパブリックコメント期間が設けられた。

以上が、WHOIS タスクフォースの活動の 2006 年冒頭までの動きの概略である。以下、作業 I) および作業 II) について、2006 年冒頭より現在³⁶までの動きを報告する。

- 作業 I) WHOIS の目的および公開情報についての動き

- (1) WHOIS の目的および公開情報についての暫定課題報告書の完成版

既述のとおり、2006 年 1 月 18 日に暫定課題報告書の完成版が発表され、同 2 月 8 日までのパブリックコメント期間内には 36 件のコメント³⁷が寄せられた。そのうちの殆んどは WHOIS の目的の定義付けの 2 つの候補のいずれを支持するかについての見解の表明だった。報告書自体、WHOIS の目的の定義付けの問題に集中してしまい、公開情報については殆んど触れられていなかったためである (なお、公開情報に関するコメントはなかった)。

なお、WHOIS の目的の定義付けについて、レジストラ部会/レジストリ部会/非商用ユーザ部会は、定義 1 への支持を表明。一方、知的財産部会/ISP 部会/商用ユーザ部会は、定義 2 への支持を表明した。

WHOIS の目的および公開される情報に関する暫定報告へのコメントに関しては、特にそれまでに既に出ていた意見等と大きく異なるもの、着目すべきもの等は見られなかった。

³⁵ WHOIS の目的 (およびデータの公開に関する) 暫定課題報告書のドラフトを発表するアナウンス
<http://www.icann.org/announcements/announcement-18jan06.htm>

³⁶ 2007 年 2 月末日現在

³⁷ ICANN の発表では 42 件のコメントがあったとされているが、パブリックコメント用のメーリングリスト上、期限内のコメントして確認できるの 36 件である。パブリックコメントの提出はメーリングリストへの投稿に限定されていた。

中には法的な問題に言及するもの（法的な紛争等を想定して、登録者あるいは公開の連絡先の裁判管轄に関する項目を WHOIS に設けるべき等の内容）もあったが、これには、「ICANN の技術的使命の対象外」との内容の反論が、Milton Mueller 氏（非商用ユーザ部会）や Wendy Seltzer 氏（At Large 諮問委員会リエゾン）によりなされた。

(2) WHOIS の目的と公開情報に関する暫定課題報告書に対するパブリックコメント
その後のパブリックコメント期間中に寄せられたコメント 36 件に関する概要は以下のとおりである。

・ 投稿者の内訳：

知的財産保護関連団体 ³⁸ 、法曹等	19 件
営利企業	9 件
その他（団体）	6 件
学者	2 件

・ 定義 1 および定義 2 の支持率：

定義 1 を支持するもの	6 件
定義 2 を支持するもの	26 件
その他	4 件 ³⁹

・ 各支持の根拠

定義 1 を支持する根拠

ICANN の使命にかなっている。

また、法的な係争等の解決等は ICANN の使命外である、等。

定義 2 を支持する根拠

定義 1 に拠ったのでは、WHOIS により生じている問題は解消しない。

・ 傾向

基本的に営利企業、法曹/知財関係者等は定義 2 を支持。

³⁸ 但し、業界団体等で業界分野に関連する知的財産の保護等を明確に打ち出している組織を含む。

³⁹ 定義に対する見解の表明ではなかったもの。

以下 2 件の、定義 2 不支持の理由は、非常に良くまとまったものと思われるため、概要を紹介する。

Michael Geist 氏（オタワ大学教授）による定義 1 を支持する意見⁴⁰の概要（但し、これには定義 1 の支持理由以外に、WHOISに関するポリシーへの意見も含まれている）:

私は、オタワ大学教授（ネット上の法律が専門）であり、また、.ca ドメインを管理する the Canadian Internet Registration Authority (CIRA)の役員、the Public Interest Registry's (PIR) の評議員でもある。なお、このコメントは、私個人のものであり、オタワ大学や PIR の意見を代表するものではない。

WHOIS に関するポリシーは、情報保護法に十分な根拠を提示するものでなければならない。カナダでは、個人情報に関する規制では、問題となるサービスと厳密に関連するのではない個人情報の強制的な開示は禁じられている。つまりこの場合、WHOIS もそのサービスの提供に必要な情報のみを開示することができるものであって、例えば請求担当窓口の情報をインターネット上で公開する必要はない。WHOIS のポリシーがコミュニティの要請に適うためには、情報保護の法律といった法的な義務について、その目的の中に盛り込む必要があるだろう。

しかしながら、WHOIS は、批判サイトや告発サイトに関する個人情報の開示を強制することによってインターネット上の発言に恐ろしい影響を与えるものであってはならない。WHOIS の目的はこの点を考慮に入れる必要がある。

私は、定義 2 は、表現の自由の観点からして問題だと思う。WHOIS の目的を法的な問題にまで拡大させることは、WHOIS のポリシーの対象を ICANN の使命よりも広い範囲にまで拡大させるものである。更に、法による正当な管理に基づくことなく、政府その他が表現の自由を抑圧する手助けとなってしまうだろう。

Geist 氏は「表現の自由」が「抑圧」されるかも知れないと考える状況について具体的には述べていないが、WHOISの目的の定義付けについて、スパムメールであるとかその他迷惑行為等の理由からではなく、国家や表現の自由との関連⁴¹から述べている辺りは法学者故の視点と思われる。

一方、以下は弁護士・the California Section on Intellectual Property メンバー/前 ICANN

⁴⁰ <http://forum.icann.org/lists/whois-comments/msg00032.html>

理事、等の肩書きを持つ Karl Auerbach 氏による見解である。

Karl Auerbach 氏による定義 1 を支持する意見⁴²の概要（但し、これには定義 1 の支持理由以外に、WHOISに関するポリシーへの意見も含まれている）:

定義 2 の描く個人情報、人間の尊厳とビジネスセンスのいずれをも踏みにじるものだ。

定義 2 にはインターネットの基礎に関する理解が何もない。WHOIS のシステムは、同好会的な雰囲気の中で運用上の問題を解決するために、互いに連絡を取る目的で作られたものであり、法的な争いごとを対象とするためのものではない。

WHOIS によって本当に深刻な害悪が生じているが、定義 2 は人間のプライバシーをトレードマークよりも軽視しているものであり、これは間違っている。これが一体どのような理由から正当化されるだろうか。ごく一部の裕福な者の営業上の利益を守りたいとの願望が満たされるだけだ。

私は知財を専門とする弁護士である。最近、大手メディアの集合体の顧問弁護士が企業の商標に類似するドメイン名の登録者に停止を求めるレターを送る目的で WHOIS の公開データをどのように使用しているかについて話すのを聞いたが、そのドメイン名がどのような使用のされ方をしているのかについて、その弁護士も大手メディアの集合体も何も考えていなかった。これは法的なプロセスではなく、プロセスの濫用である。

定義 2 は、国家や州法、何世紀にもわたって築かれてきた適切な法の手続きの役割を侵害するものであり、法に基づく釣り合いの取れた公正なプロセスのメカニズムを投げ打つもの、場当たりの自衛のための巧妙な迂回手段に過ぎない。

もしトレードマークやサービスマークの保有者が権利を侵害されたと思うのであれば、行うべきは法的な手続きを開始することであって、そこでは問題のドメイン名の登録者による反論の機会の下、公平な裁判官によって指揮がなされる。

定義 2 と比較すると定義 1 は、バランスが取れており、歴史をより反映している。定義 1 は WHOIS があるべき姿、つまり確立された法的な訴え等の法的プロセスを放棄/迂回しようとする手段ではなく、技術的な問題を調整するものとして認識されており、よりバランスが取れたものである。

定義 1 を支持する理由について両者は事実上同じことを言っている。すなわち、定義 2 は WHOIS により解決が目指される対象を広く取り過ぎているというものである。

⁴² <http://forum.icann.org/lists/whois-comments/msg00006.html>

また、定義 2 を支持しない共通の理由は、定義 2 により可能となる手続きは、正当な判断者（裁判所）の判断に基づかない抑制が事実上可能となるから、というものである。

いずれも、ICANN の歴史や使命、同時に法的な知識を背景にしたバランスの取れた見解と思われる。

(3) WHOIS の目的と公開される情報に関する最終報告書とその承認

GNSO評議会は、上記パブリックコメントの要約を組み込み、2006 年 3 月 15 日、最終報告書を完成/公開した⁴³。なお、この最終報告書も事実上WHOISの目的のみに関するものであり、公開情報の項目については結論には至らなかった（但し、各部会による見解の要約の中にWHOISによる公開情報の問題に関する見解も含まれてはいる）。

WHOIS の目的と公開される情報に関する最終報告書の採択については、2006 年 3 月 14 日タスクフォースの電話会議で投票が行われ、その後、電話会議に参加できなかったメンバーからのメールによる投票も受け付けられた。最終報告書は同 3 月 15 日付けとなっているが、投票結果には、同 3 月 16 日の投票分までが反映されている。結果、同最終報告書はタスクフォースで承認された。

採択についての投票結果の内訳は、以下のとおりだった：

- ・賛成 8 名（レジストラ部会より 3 名⁴⁴、非商用ユーザ部会より 2 名⁴⁵、レジストリ部会より 3 名⁴⁶）
- ・反対 0 名
- ・棄権 6 名（Jordyn Buchanan 氏（タスクフォースチェア）、ISP 部会より 2 名⁴⁷、知的財産部会より 1 名⁴⁸、ビジネスユーザ部会より 2 名⁴⁹）

また、同時に WHOIS に関する 2 つの定義についても投票が行われたが、その結果は以下

⁴³ <http://gnso.icann.org/issues/whois-privacy/tf-report-15mar06.htm>

⁴⁴ レジストラ部会：Paul Stahura/Tom Keller/Ross Rader

⁴⁵ 非商用ユーザ部会：Milton Mueller/Kathy Kleiman

⁴⁶ レジストリ部会：Simon Sheard/David Maher/Ken Stubbs

⁴⁷ ISP部会：Tony Harris/Greg Ruth

⁴⁸ 知的財産部会：Steve Metalitz

⁴⁹ ビジネスユーザ部会：Marilyn Cade/David Fares

のとおりである：

- ・ 定義 1 を支持 8 名（8 名の内訳は、最終報告書の承認に賛成した者に同じ）
- ・ 定義 2 を支持 6 名（ISP部会より 3 名⁵⁰、知的財産部会より 1 名⁵¹、ビジネスユーザ部会より 2 名⁵²）
- ・ 棄 権 1 名（Jordyn Buchanan 氏（タスクフォースチエア））

なお、Wendy Seltzer 氏（At Large 諮問委員会からのリエゾン）は、投票権は有していなかったものの、報告書を承認する旨および、WHOIS の目的について定義 1 を支持する旨を表明した。

この投票結果を見ても分るとおり、GNSO 評議会において、WHOIS について定義 1 を支持した者、最終報告書自体を支持した者は、いずれも投票に参加した者全体の 5 割以上を占めてはいるものの 6 割未満に過ぎなかった。

(4) ICANN ウェリントン会議での発表

2006 年 3 月 25 日-同 3 月 31 日、ニュージーランド、ウェリントンで ICANN ウェリントン会議が開催された。その中で同 3 月 28 日に行われた GNSO パブリックフォーラムでは WHOIS タスクフォースの作業について報告が行われたが、主に経過報告および、それぞれの定義への支持の理由の説明であり、全体としては報告に留まるものだった。このフォーラムで目新しい議論等が行われた訳ではない⁵³。

(5) GNSO 評議会での WHOIS についての定義の採択

GNSO 評議会はその後、WHOIS の目的を 2 つの定義の候補のいずれかに絞る作業に入った。

元々、最終報告書の承認の時点で WHOIS の目的について定義 1 を支持する意見が圧倒的に優勢だった訳ではなかったため、2006 年 4 月当時、再度いずれの定義がより適切かをめ

⁵⁰ ISP部会：Tony Harris 氏/Greg Ruth 氏/Maggie Mansourkia 氏

⁵¹ 知的財産部会：Steve Metalitz 氏

⁵² ビジネスユーザ部会：David Fares 氏

⁵³ ICANN ウェリントン会議の GNSO パブリックフォーラムで使用された PPT：

<http://www.icann.org/presentations/whois-forum-wellington-28mar06.pdf>

同 GNSO パブリックフォーラムの音声の字訳（全文）：

<http://www.icann.org/meetings/wellington/captioning-gns0-pub-forum-28mar06.htm>

ぐる議論が GNSO 評議会で勃発した。但し、ここでの意見対立の概要は、それまでの報告書の時点のものと基本的に異なるものではなかった。

2006 年 4 月 12 日、GNSO 評議会は電話会議⁵⁴において、賛成 18・反対 9 で定義 1 を採択することを決定した。

WHOIS の目的の定義付けの問題は、これにより決着し、作業 I) は終結した。

⁵⁴ GNSO 評議会 2006 年 4 月 12 日の電話会議議事録：
<http://gns0.icann.org/meetings/minutes-gns0-12apr06.shtml>

- WHOIS サービスについての検討作業

以上のように、WHOIS の目的の定義付けの作業が完了したため、WHOIS タスクフォースは未着手の作業、すなわち、上記「作業 II)(データ収集の目的および、不正確なデータに関する通知のプロセスについて)」に本格的に取り掛かった。

また、作業 I)(WHOIS の目的と公開される情報について)のうち、既述のとおり 2006 年 3 月 15 日に公開された「WHOIS の目的と公開される情報に関する最終報告書」の中では結論に至らなかった、「公開情報の検討(委任事項の第 3 項)」についても併せて検討を開始した。これらは、委任事項の 2)から 4)までに該当する。以下、これらを総合して「WHOIS サービスについて」という。

2006 年の WHOIS タスクフォースの活動を理解するに以下の「運用連絡先(Operational Point of Contact)」についての提案および、「特殊な状況に関する提案(Special Circumstances Proposal)」についての提案の 2 つに関する理解が不可欠である。

以下、これらの提案について概略を述べる。

- ・運用連絡先(Operational Point of Contact)の提案

同提案は、当初 2005 年 4 月に行われたマルデルプラタ会議で少数のレジストラ関係者が集まって検討した内容を GNSO 評議会の Ross Rader 氏(レジストラ部会代表)が中心となってまとめたものである(以下、「運用連絡先(Operational Point of Contact)」に関する提案を「OPoC(運用連絡先)の提案」という)。

OPoC(運用連絡先)についての 2005 年 11 月 22 日付提案⁵⁵が正式に「Proposal to Increase Whois Utility and Relevancy: The Operational Point of Contact Rationalizing the gTLD Whois system and Specific Contact Records」とのタイトルにて GNSO のレジストラ部会に流されたのが 2005 年 11 月 29 日、若干の修正を経て WHOIS タスクフォースに提案⁵⁶されたのは 2006 年 1 月 18 日だった⁵⁷。

⁵⁵ 2005 年 11 月 22 日付け提案：
http://code.byte.org/_attachments/1426464/Proposal%20to%20Implement%20oPOC%20-%2011282005.pdf

⁵⁶ 2006 年 1 月 18 日付け提案：
<http://forum.icann.org/lists/gnso-dow123/pdffwcNp7xani.pdf>

⁵⁷ WHOIS タスクフォースに修正された OPoC(運用連絡先)に関する提案を投稿した Ross Rader のメール：
<http://forum.icann.org/lists/gnso-dow123/msg00779.html>

OPoC (運用連絡先) の提案の概説 :

OPoC (運用連絡先) の提案は、決して十分に具体的なものとは言えないが、現行の WHOIS が抱える問題の解消を念頭に作成されたものであり、その概要は以下のとおりである。

《データ公開の合理化》

この提案の趣旨は、WHOIS によるデータ公開の合理化を図り、新たに「運用のための連絡先(Operational Point of Contact)」という仕組みを設けることで、WHOIS により引き起こされている詐欺、フィッシング、成りすまし等の問題を解消しようとするものである。

具体的には、レジストラであれば、以下のような情報を公開するものとすることによって問題の解消を目指す。

ドメイン名の登録者名 (Domain Name Holder)

連絡先(contact information)としては、登録者のものではなく、OPoC (運用連絡先) の情報 (その名称/住所/電話番号/メールアドレス)

レジストリレベルのデータとしてはスポンサーするレジストラの証明/権威 WHOIS サーバの URI/関連する全ての権威ネームサーバの名前/ロック・ホールド等ドメイン名の状態等)

なお、提案は、これらを例示しているが、公開される情報はこれらに限定されなければならないものではないとしている。

また、もし登録者が項目を加えたいと希望する場合、レジストラはそれを認めることができ、更にもし認める仕組みを設ける場合で登録者が項目の追加を希望する場合には、レジストラはそれを公開しなければならないとされている。

《不正確な WHOIS データの問題》

また、不正確な WHOIS データの問題については、現行の認定レジストラの義務に加え、レジストラが不正確を知らせる通知に積極的に返答しなければならないとする旨等、提案されている。

《RAA の section 3.1.1 において定められるデータの作成》

その他、ドメイン名の移転の際、ドメイン名のポータビリティの継続を確実なもの

とするための登録者の OPoC (運用連絡先)に関する情報の確認や、移転申請が真正なものであることの確認のため、スポンサーするレジストラは RAA の section 3.1.1 において定められるデータを作成することを推奨している。

《その他》

なお、同提案は最後に、ドメイン名の移転に関連して、レジストラ変更(レジストラ間のドメイン名移転)に関する新ポリシー⁵⁸の一部について、OPoC提案の権限について盛り込む等の改定を求めている。

・特殊な状況に関する提案 (Special Circumstances Proposal)

一方、「特殊な状況に関する提案 (Special Circumstances Proposal)」とは、2006 年 9 月 25 日付けで知的財産部会の Steve Metalitz 氏よりタスクフォースのメーリングリストへの投稿⁵⁹で提案されたものである。

同提案は、オランダの ccTLD (.NL)⁶⁰で数年前より採用されているモデルを元にしたもので、ドメイン名の個人の登録者で情報が伏せられるべき特殊な状況にあることを示した場合については、個人情報伏せることができる、というものである(対象は個人のみ)。

ヨーロッパのデータ保護法による要請と合致するものとされている。

「特殊な状況」と言えるか否かの判断が問題となるかと思われるが、その判断の仕組みは以下のように提案されている：

⁵⁸ Policy on Transfer of Registrations between Registrars、第 3 章の 3-2-4 参照

⁵⁹ <http://forum.icann.org/lists/gnso-dow123/msg01133.html>

⁶⁰ 特殊な状況に関する提案がなされた 2006 年 9 月 25 日当時は世界第 7 位のレジストリだった(2007 年 2 月当時は 4 位)。

特殊な状況に関する提案 (Special Circumstances Proposal) の概要

1. ICANN は、特殊な状況の判断を行わせるために、信頼に足る独立した第三者機関を選定する。第三者機関は、短期間 (例えば 5 日等) で判断を下すものとし、以下の要件を満たさなければならないものとする。
 - (a) 第三者機関は、判断基準の案を作成し、GNSO と GAC の代表から成るワーキンググループによってレビューを行うこと。
 - (b) GNSO-GAC の共同ワーキンググループは、第三者機関とのコンサルテーションを通じて判断基準を完成させること。
2. この仕組みを利用し得るのは、個人の登録者が非営利的な目的でドメイン名を使用する場合のみで、情報が伏せられない限りは個人的な安全性が保護されないことを具体的現実的に示すことができる場合に限る。
3. 上記基本的な要請に加え、少なくとも次の 2 点について検討がなされなければならない：
 - (a) 第三者機関は、判断基準の案を作成し、GNSO と GAC の代表から成るワーキンググループによってレビューを行うこと。
 - (b) GNSO-GAC の共同ワーキンググループは、第三者機関とのコンサルテーションを通じて判断基準を完成させること。
4. システムの運営のために、レジストリ/レジストラより ICANN に支払われている料金の一部を第三者機関への支払いに充てるものとし、レジストリ/レジストラ/ドメイン名の登録者に費用は発生しないものとする。レジストラはこの仕組みがもし実施される場合、個人の登録者に登録時にこの仕組みを利用したいか否かを確認しなければならないこと。また、上記 1. の項目の判断を行う第三者機関のサイトへのリンクを張らなければならないこと、

5. ドメイン名の登録者は全てのデータを提出しなければならず、これらは特殊な状況であると判断されない限りはデータは公開される。判断された場合でもデータは全てレジストラによって保持される。登録者は、特殊な状況と判断された場合であっても最新のデータを提出、データの更新は行わなければならない。もし特殊な状況であると判断された場合には、既存の代理登録サービスは利用できない。
6. 判断が下される 5 日間や判断が下された後は、永久に連絡先の情報は伏される（但し、期間の限定を 1 年等とすることは可）。判断を行った第三者機関は、そのドメイン名に関する Web サイト等がその期間中、非営利的な使用がなされていることを確認しなければならない。
7. 次の 3 項目について検討を行うこと：
 - (a) 特殊な状況に関しての第三者機関による判断についてドメイン名の登録者が異論を唱えた場合にどうするか、
 - (b) 特殊な状況として情報が伏せられた場合にその情報について法的執行機関等から開示を求められた場合の取扱方法、
 - (c) 「特殊な状況」について、利害関係者からインプットを得るとともに年次ベース等でレビューを行うこと。
8. 第三者機関は、特殊な状況に関する仕組みの運用について当初は 6 ヶ月以内に、その後は 1 年ごとに、また、仕組みの運用に伴う契約に関しては契約の更新が必要か否かを 5 年ごとに検討すること。

特殊な状況に関する提案に対する WHOIS タスクフォースのメンバー支持状況は以下のとおりとなっている⁶¹：

⁶¹但し、これは WHOIS サービスに関する暫定課題報告書が作成された 2006 年 11 月当時の状況である。

- ・支持 知的財産部会（発案者）およびビジネスユーザ部会
- ・反対 レジストリ部会、レジストラ部会、非商用ユーザ部会、他に委員会からのリエゾンが反対を表明
- ・表明なし ISP 部会

OPoC（運用連絡先）および、特殊な状況に関する提案は、2006年のWHOISタスクフォースによる検討の柱となった。

参考までに、OPoC（運用連絡先）および、特殊な状況に関する提案がWHOISタスクフォースへの委任事項の2)ないし4)の課題について、どのような解決策を提示しているかを一覧化したものを末尾に添付資料1として添付する。これを見ると、各提案は、委任事項が提起する問題に答えていない部分も多いことが分かる（特に、特殊な状況に関する提案においてはその傾向が顕著）。

代理登録/匿名登録をどうするか、データの一部を伏せる場合でデータの参照が必要な場合にはどのような方法を採用するのか、特殊な状況に関する提案の場合はその判断の方法、判断基準、それ以前にそもそもデータの正確性をどのように担保するのか等、検討が必要な点が多いが、以下に記載するWHOISサービスに関する暫定課題報告書の検討項目も全てOPoC（運用連絡先）の提案および、特殊な状況に関する提案によってどのように問題解決が可能か、との視点から報告がなされている。

- 以下は、委任事項の2)ないし4)の各項目についてのタスクフォースでの議論の概要である。

(1) 委任事項の2) WHOISの連絡先および、データ収集の目的について

《合意に至った内容》

- 当初に比べて各連絡先（管理担当/技術/請求）の区分が不明瞭になりつつあること、
- もし今後異なる方法による情報公開が実現する場合にはレジストラへの認知が必要であること、
- 連絡先により連絡が付き易くすることが作業の目標であること、

《合意に至らなかった内容》

- OPoC（公開連絡先）の提案は、果たして情報公開の観点からして認められ得るものなのか否か（肯定的でなかった者の意見は、それは OPoC（公開連絡先）の機能次第というものだった）
- ドメイン名の廃止等の際、OPoC（公開連絡先）にはその旨を登録者に通知する義務があるのか（これを否定したレジストラ部会の見解は、企業等の住所と同じで、その住所宛の郵送物が責任ある個人の手が届くことまでもが保障されるものではないというものだった。また、知的財産部会、ビジネスユーザ部会の見解は、登録者と直接連絡を取る場合よりも遅れが出るであろうことに懸念を抱いている、更に OPoC（公開連絡先）の作業項目は不明瞭、というものだった）
- レジストラ部会/レジストリ部会/非商用ユーザ部会および指名委員会からのメンバーは公開の WHOIS から郵送先の住所を削除することに合意したが、知的財産部会と ISP 部会は削除を認めない見解を示した。

《その他見解等》

- 指名委員会からのメンバーと ALAC からのリエゾンは、登録者の氏名（名称）も公開の WHOIS から削除されるべきであると述べた。

(2) 委任事項の 3) 公開されるデータについて

《合意に至った内容》

- 特に無し。

《その他見解等》

レジストラ部会による見解：

- レジストラの保有するドメイン名情報については、特に入手のために新たなポリシー等を定める必要はない。
現在でもレジストラは WHOIS で公開されない情報を扱っており、WHOIS から削除された情報についても同様の方法で扱うことを考えている。
- UDRP に基づく手続きによるドメイン名に関する情報入手の必要性は「特殊な状況」の一種と考えられるべきであり、それを認めるために手続きに若干の修正が必要。

タスクフォースのチェアによる提案：

- 削除されたドメイン名について、削除された原因が解消した、または、そのドメイン名がインターネット資源にとって違法なあるいはその安全性や安定性を侵害するような方法で使用がなされている場合には、データへのアクセスを認める仕組みを検討する。申請が正当か否か、情報へのアクセスを認めるか否かは第三者機関が判断。

知的財産部会からの提案：

- ドメイン名に関する情報は、入手した情報の使用について制限するものの、情報の入手に関して契約を締結した者は誰でも情報を入手することができるものとする。契約手続きは第三者機関が行う。
- 登録者には、登録情報を修正する、登録情報を公開する等以外に、ドメイン名を廃止するという選択肢が認められるべき。登録者が廃止申請を行った場合には、そのドメイン名の登録情報の公開（一般公開のみならず申請者への提示も含む）は中止すべき。
- 登録者はドメイン名紛争を匿名で進めることができ、また、登録者が応答あるいは反論しない場合には、紛争の対象のドメイン名を廃止することができるようにする（いずれの場合も、法的な手続きに拠らない限りは登録者の情報が変更させられることはないものとする）。
- その他、タスクフォースは、.nameドメイン名⁶²の情報公開の方法を念頭に、収集された情報のうちいずれを公開するかについて検討を開始したが、これについては特に議論は進まなかった。

(3) 委任事項の4) 不正確なデータについての通知のプロセスについて

《合意に至った内容》

- タスクフォースは、OPoC(運用連絡先)の提案する手続き全般については合意。

《合意に至らなかった内容》

- 提案の中に含まれる一部の言葉の定義については、合意に至らなかったものもある（「OPoC(運用連絡先)および登録者は、指摘のあった誤りを直ちに修正あるいは正しいと証明しなければならない」の、「直ちに」とは具体的には何日か、実際に提案内容が適用されたときに異なる解釈が成り立ち得ないか等）。

⁶² 個人の使用を目的としており、限定的な情報公開を行っている。

- パブリックコメントの募集と最終報告書

WHOISのサービス（委任事項の2）ないし4))に関する暫定課題報告書は、2006年11月20日、タスクフォース会議において全会一致で承認された、その後、同11月24日より2007年1月15日までパブリックコメントに付された⁶³。

上記パブリックコメント期間中に提出されたコメントは、49件だった⁶⁴が、このうちOPoC（運用連絡先）に対するコメントが多かった。特殊な状況に関する提案に対するコメントは少ない。

そのうち、OPoC（運用連絡先）の提案に賛成であるとのコメントも一定数ある一方、反対であると表明もあり、また、反対はしていない意見の中でもOPoC（運用連絡先）の提案が具体性に欠ける、検討が不十分等の指摘も少なくない。ただ、その内訳を見ると、反対を表明している者は、営利企業や弁護士、知財関係者等であり、これらの者による意見の中には、現行のWHOISが直面する個人情報保護の必要性等の問題は、WHOISの公開情報の制限で解決できると指摘するものも複数見られる。

結局のところ、WHOISの目的の定義付けの際に定義2を支持した層と類似する、あるいは同様の層が、今回WHOISサービスに関する暫定課題報告書へのパブリックコメントで反対を表明しているものと推察され、根本的に相容れない意見の対立がここでも再度生じる形となっていると思われる。また、見る限り、営利企業や弁護士、知財関係者等からのコメントの投稿が一定の割合が比較的多い。

WHOISの目的に関する最終課題報告書（2006年3月15日付）は、同最終報告書へのパブリックコメントは一部の層からの投稿に偏っており、「受け取ったコメントの内容が意見の多様性を反映しているものか否かは明らかではない」としていたが、恐らくは同じことが今回のWHOISサービスに関する暫定課題報告書についても言えるのではないかと推察される。

WHOISタスクフォースはその後パブリックコメントを検討し、WHOISサービスに関する最終報告書⁶⁵を2007年3月12日付で完成させた。2つの提案については、タスクフォースでの採決の結果、7対6でOPoC（運用連絡先）の提案が支持された。

⁶³ パブリックコメントの募集のアナウンス：

<http://www.nic.ad.jp/ja/topics/2006/20061130-01.html>

⁶⁴ WHOISサービスに関する暫定課題報告書に対するパブリックコメント：

<http://forum.icann.org/lists/whois-services-comments/>

⁶⁵ WHOISサービスに関する最終報告書：

<http://gnso.icann.org/mailing-lists/archives/council/doc/V0yns9Xq1.doc>

- ICANN サンパウロ会議での発表

2006年12月2日-8日にブラジル、サンパウロで行われたICANN会議では、同12月4日、GNSOパブリックフォーラムでWHOISサービスに関する暫定課題報告書および、WHOISによる要請と国家法との抵触のための手続きについて報告、議論が行われた⁶⁶。

(1) WHOIS サービスに関する暫定課題報告書についての議論

特段目新しいものはなかったが、OPoC（運用連絡先）の提案および、特殊な状況に関する提案に対してコミュニティから指摘等があったため、以下に着目すべき指摘等とその概要、それらに対するタスクフォースの回答の概要を記載する。

提案に対する指摘と回答：

- 侵害行為があった場合、すぐに対応することが非常に重要となるが、そうした場合にOPoC（運用連絡先）はどの程度の迅速さで動くのか？
また、侵害行為を訴えてきた者があった場合、その請求が正当なものかどうかをどのように判断するのか？（Nils Montan, the International Anti-Counterfeiting Coalition、President）

- ◇ コメント：

これはまだ議論が必要な現実的な問題である。（Ross Rader）

- ◇ コメント：

OPoC（運用連絡先）の提案は、データの公開の問題において理想的な提案である。各レジストラは個人情報に配慮したシステムをそれぞれ設けているが、その需要は多く、Melbourne ITでは恐らく登録されたドメイン名のうち、30%程は個人情報に対する配慮のためのシステムを利用している。その事実は個人情報が誰にでも公開されることについての関心の高さを示すものである

私は公開に段階性を設ける必要があるのではないかと考えている。第1段階はOPoC（運用連絡先）によって連絡先を伏せるもので、最も公開に制限がある第3段階は、例えば裁判所の決定がない限りは公開しないというもの。

⁶⁶ サンパウロ会議での発表資料：

<http://gns0.icann.org/issues/whois-privacy/summary-whois-gns0-public-forum-saopaulo-04dec06.pdf>

しかし、その場合、レジストラは登録者の情報を完全に把握しなければならないという問題がある。現在、請求先のみについては確認が取れているものの、その他の住所や連絡先等の情報が正しいか否かについては確認する方法がない状態である。これらはまだ検討がなされていない。
(Bruce Tonkin、GNSO チェア/Melbourne IT)

但し、Bruce Tonkin の発言は個人的な見解の表明である。同人の見解に対しては、これは検討が必要な問題ではあるがタスクフォースが今検討すべき課題ではないとの指摘、更にはそうした指摘に対して、いずれにしろ直面する問題なのであるから、ポリシー策定の過程には含めなければならない問題である、との指摘があった(但し、これらは特段結論には至っていない)。

- 代理登録 (proxy registration) も可能とするべきとの複数意見。
- 匿名のドメイン名登録および、個人情報を漏らし続けるドメイン名を廃止させることを可能とすることを繰り返し強く推奨するとの意見。(Wendy Seltzer、ALAC、投票権を持たない WHOIS タスクフォースメンバー)
- 現在、代理登録に適用される規則は何もない。ドメイン名停止の通知を送る場合でも UDRP に基づく申立ての場合でも、実際に真の当事者に通知が届くかどうかは不明である。私達レジストラは、移転申請に際して私達にその権限があるのかの確認を WHOIS で行っているが、その確認に時間がかかることになり、レジストラの作業全体に遅れが生じる。
OpoC (運用連絡先) や特殊な状況についての提案によって代理登録が可能となるのだとしたら、少なくともドメイン名、UDRP、移転申請、WDPRS における明確なルールが必要。(Margie Milam、レジストラ)
- 個人として発言。WHOIS タスクフォースで、WHOIS へのアクセスを Web ベース化し、データおよび port 43 へのバルクアクセスをホワイトリストに基づくものとするを提案したことがある。そうすることで間違いなくスパム等にデータが利用されることを防ぐことができる。(Marilyn Cade、ビジネスユーザ部会代表 GNSO 評議会委員、タスクフォースメンバー)
- ICANN は政府ではなく、犯罪行為が発生した際にそれが追求されるべき管轄は一つだけである。(発言者不明)

- OPoC (運用連絡先) に誰がなることが出来るかについて議論はなされたのだろうか? また、個人は OPoC (運用連絡先) になることはできるのか? (Kristina Rosette、知的財産部会代表の GNSO 評議会委員)

◇ コメント:

登録者自身が自身の OPoC (運用連絡先) になることができる、OPoC (運用連絡先) になることの評価方法については検討しても良いと思う (Ross Rader)

- 知的所有権の保持者だけではなくて個人のユーザのセキュリティについても考えるべき。特殊な状況に関する提案を見ると、情報を伏せたい者は、個人で非商業的なドメイン名の使用に際して、また、実際に合理的な根拠があることを示さなければならないとあるが、これらは法的な用語ばかりで個人が事前にそのような立証をしなければならないということは大変な負担である。このような内容に驚いたし、個人の情報を得たい者は裁判所に行けばすぐ得ることができるのであって、制度上どの程度すぐに情報を得られるかを検討することは馬鹿げたことである。(Robin Gross、非商用ユーザ部会代表の GNSO 評議会委員)

(2) 国家法との抵触を扱う手続きについての発表と議論

ICANN サンパウロ会議のパブリックフォーラムでは、2005 年中に作業が終結し、2006 年 1 月 18 日付で理事会への勧告が行われた、作業 III) WHOIS による要請と国家法との抵触の場合の手続きの問題についても、進捗の発表が行われた⁶⁷。

作業 III) は、既述のとおり、最も早く作業が進んだ項目であり、GNSO からの勧告の後、ICANN 理事会は、2006 年 5 月 10 日付で GNSO からの勧告を採択⁶⁸し、更に検討を進める旨の採択を行い、その後作業を進めていた。

なお、ICANN 理事会では、フォーラムの前日である 2006 年 12 月 3 日付でパブリックコメント期間を開始していた⁶⁹。

⁶⁷ 但し、サンパウロ会議の GNSO パブリックフォーラムのメインは飽く迄も WHOIS サービスに関する暫定課題報告書についてであった。

⁶⁸ 2006 年 5 月 10 日付け理事会の決定事項一覧 (理事会議事録):

<http://www.icann.org/minutes/minutes-10may06.htm>

⁶⁹ WHOIS による要請と国家法が抵触する場合の手続き(案)についてパブリックコメントを求める ICANN のアナウンスメント:

<http://www.icann.org/announcements/announcement-2-03dec06.htm>

理事会は、GNSO からの手続き（案）に若干の変更を加えたが、これは大きなものではない。当初は、GNSO による手続き（案）では、抵触に気付いた際には、レジストラ/レジストリは「30 日以内に ICANN の法律顧問に通知しなければならない」等していたが、これを「できる限り早く通知を行うべき」とする等、義務が緩和された点、手続きを利用しようとする前に抵触を解決するための努力を求めている点が異なっている。

理事会は、GAC に対してアドバイスを求めるレターも既に送っており、パブリックコメントや GAC からの見解等も検討し、理事会での採択のための報告書を完成させる予定である。

パブリックフォーラムでは特に議論等は行われなかった。

ビジネスユーザ部会代表の GNSO 評議会委員である Marilyn Cade 氏より、ICANN は抵触についてどの程度の数の訴え等を受けているか、との質問があったが、この質問に回答できる者がおらず、特にそれ以上質疑応答や議論等は生じなかった。

以上が、2006 年冒頭より 2007 年 2 月末日現在までの WHOIS タスクフォースの活動をめぐる動きである。

- 2006 年の ICANN における WHOIS に関する議論のまとめ

2003 年 10 月 29 日のタスクフォース化以降、3 年以上にわたって検討を続けてきた WHOIS タスクフォースの活動は、2006 年 4 月 12 日、GNSO 評議会において WHOIS の目的について定義 1 が採択されたことで一段落した。

更に、2006 年 11 月 22 日付で WHOIS サービスに関する暫定課題報告書が作成されたことで、残りの作業についても一応ほぼ終結した。WHOIS サービスに関する暫定課題報告書に対するパブリックコメントを組み込んだ最終報告書も、2007 年 3 月 12 日付で完成した。

2006 年には、OPoC（運用連絡先）の提案や特殊な状況に関する提案という、新たな流れも起きた。このようにして見てみると、2006 年は WHOIS の検討作業にとって、大きな転機だったと言える。参考までに、これまでのタスクフォースの流れ全体を一覧化したものを添付資料 2 として末尾に添付する。

WHOIS の目的について、定義 1 と定義 2 が併記される形で GNSO 評議会に上げられた当時、定義 2 を支持する声も決して劣勢ではないように見受けられ、コミュニティの中にはそのような状況に懸念を抱いた者も少なくはなかった筈だと思われる。しかしながら、そもそも ICANN の使命は、インターネットの運用に不可欠な、一意な識別システムの安定した安全な運用を保障することである。インターネットをめぐる状況が変化し、結果派生的に発生することになった法的な問題等を全て解決することまでもがその使命の対象ではない。とはいえ個人情報保護や権利侵害等を訴える声も大きく、そうした価値も尊重されるべきであるため、これまで WHOIS タスクフォースは様々な議論を重ね、WHOIS の目的に関して定義 1 と定義 2 の間で容易には決着が付かず、最後の最後まで全会一致という結論にはならなかった。

WHOIS に関する問題の根底には、情報公開そして公共性あるいは公平性といった価値と、個人情報の保護あるいは権利侵害の解決といった 2 つの相容れない価値が存在する。WHOIS の目的に関する議論の中では GAC が定義 2 を支持する旨の声明を出したが、この際には定義 1 を支持する側から「法執行機関には、法的手続によって WHOIS での情報を超えた登録に関する情報を出す」という声明もなされている。ここで見られるように、この問題の議論は上記の 2 つの価値をいかにバランスさせるかが大きな課題であった。

これまで WHOIS タスクフォースは、都度タスクフォースの構成や作業目標を変えて存在し、2006 年によく一定のまとまった成果を出すことができた。しかしこれは、単純に 2005 年にタスクフォースの構成や作業目標を一新したから、あるいは 2005 年の一新の方

法が良かったからではなく、タスクフォース（や GNSO）が ICANN の使命という根本的な価値に立ち返り、それに従って扱う価値に優先順位を付け、WHOIS の目的の定義を確定させ、タスクフォースの作業に一つの区切りを設けることを目指して動いたからに過ぎない。

OPoC（運用連絡先）の提案をまとめた Ross Rader 氏（GNSO 評議会委員、レジストラ部会代表）は、2006 年 4 月、WHOIS の目的の定義付けがまだ GNSO 評議会では確定していなかった当時、「（WHOIS の目的の）定義 1 は ICANN の対象や使命に沿うものである。一方、定義 2 は現実の運用に適うものの ICANN の対象や使命には必ずしも適っていないという問題点はある。しかし、定義 1 か 2 のいずれかを直ちに選んでタスクフォースが次の作業に進めるようにすべき」と発言していた。このように、作業を進めることを明確に意識したことによって、WHOIS タスクフォースの活動においては、2006 年が大きな区切り/転換期となった。

しかし、この作業が完了したことによって個人情報の保護や権利侵害の問題が解消した訳ではない（そもそも、そうした問題が完全に姿を消す日は来ない）。2005 年に設定された作業目標（WHOIS タスクフォースへの委任事項の 5 項目）について現在作業はほぼ終了しようとしてはいるものの、2006 年には OPoC（運用連絡先）の提案や特殊な状況に関する提案なるものが現れた。ここでの問題も結局基本的には公開の情報をどこまで隠すか隠さないかということであり、問題の本質が変わったわけではない。

従って、WHOIS に関する問題やタスクフォースの作業の流れを理解する際には、タスクフォースの構成であるとか作業目標といった、都度表面に現れてくる形を追うだけでは十分なものとは言えないのであり、根底に存在する価値の意味や性質を理解すること、そして、今後もそれらの価値の軋轢は恐らくは形を変えて現れるのであって、OPoC（運用連絡先）の提案や特殊な状況に関する提案も結局その現れの一つなのだといった根本的な流れを認識しておく必要がある。

WHOIS サービスに関する最終報告書がタスクフォースにおいて採択され、タスクフォースが掲げた 3 つの作業はいずれもほぼ終了したことになる。タスクフォースの検討結果が、この後 GNSO 評議会、更には理事会において具体的にどのように検討されていくか、2007 年の動きが注目される。

委任事項 2 : 情報公開の目的

委任事項	提案の対象
<p>WHOIS の目的および、データ収集の目的とのコンテキストにおいて、登録ドメイン名保持者の連絡先の目的について定義して下さい。</p>	<p>OPoC (運用連絡先) の提案</p> <p>『登録されたドメイン名の保持者は、特定のドメイン名を登録する個人あるいは組織である。この個人あるいは組織は、特定のドメイン名を特定の期間使用する権利を有するものであるが、但、ある条件が満たされ、登録料が支払われた場合に限る。この個人あるいは組織は、問題の TLD については、関連するレジストリとのサービス契約の条項によって制限を受ける。』</p> <p>特殊な状況に関する提案</p> <p>この委任事項を対象としていません。</p>
<p>WHOIS の目的および、データ収集の目的とのコンテキストにおいて、技術担当連絡先の目的を定義して下さい。</p>	<p>OPoC (運用連絡先) の提案</p> <p>『本提案の下では、管理および技術連絡先は、Whois システムでは表示されない。結果、Whois のコンテキストにおける目的を有さなくなった。』</p> <p>本提案は、運用連絡先を導入し、これはレジストラによりまとめられ、特定のドメイン名に関して Whois の問い合わせへの応答として表示されるものである。運用連絡先の目的は、ドメイン名に関連する運用上の課題を解決する、あるいは解決するために確実にデータを転送することである。これには最低限、DNS ネームサーバにおけるドメイン名と結びつくレコードの配列に関連する課題の解決を含まなければならない。運用連絡先は、登録されたドメイン名の保持者とのその旨の合意に基づき、その他の課題</p>

	<p>を解決するようにすることができる。 運用担当連絡先の目的は、ドメイン名に関連する運用上の課題を解決、あるいは解決するために確実にデータを転送することである』</p> <p>特殊な状況に関する提案 この委任事項を対象としていません。</p>
<p>WHOIS の目的および、データ収集の目的とのコンテキストにおいて、管理連絡先の目的を定義して下さい。</p>	<p>OPoC（運用連絡先）の提案 直接、上（「技術連絡担当」）をご覧下さい</p> <p>特殊な状況に関する提案 この委任事項を対象としていません。</p>

委任事項 3 : データへの一般からのアクセス

委任事項	提案の対象
<p>WHOIS の目的とのコンテキストにおいて、どのようなデータが一般から入手可能とされるべきかを定義して下さい。</p>	<p>OPoC (運用連絡先) の提案</p> <p>認定レジストラは下記 3 種類のデータを公開するものとする :</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 登録されたドメイン名の保持者 2) 登録されたドメイン名保持者の国および州/行政区域 <p>氏名、住所、電話番号、email を含む OPoC の連絡先情報。</p> <p>加えて、レジストラにより公開されるもの : そのドメイン名の当初の登録日 (創設された日) と期限の満了日、以下のレジストリレベルのデータ : 登録されたドメイン名、スポンサーするレジストラ、権威 Whois サーバの URL、登録に関連する権威 Whois サーバの URL および、登録されたドメイン名の状態 (例、ロック状態、ホールド状態、廃止)</p> <p>公開されるレジストリデータは以下に限りません :</p> <ul style="list-style-type: none"> - 登録されたドメイン名 - スポンサーするレジストラ (つまり、レジストラの名前、IANA のレジストラ識別番号、権威 WHOIS サーバの URL) - ネームサーバのホストネームおよび、そのドメイン名に対応する IP アドレス - 登録されたドメイン名の現状 (例、ロック状態、等) - そして、- 恐らくは - そのドメイン名の

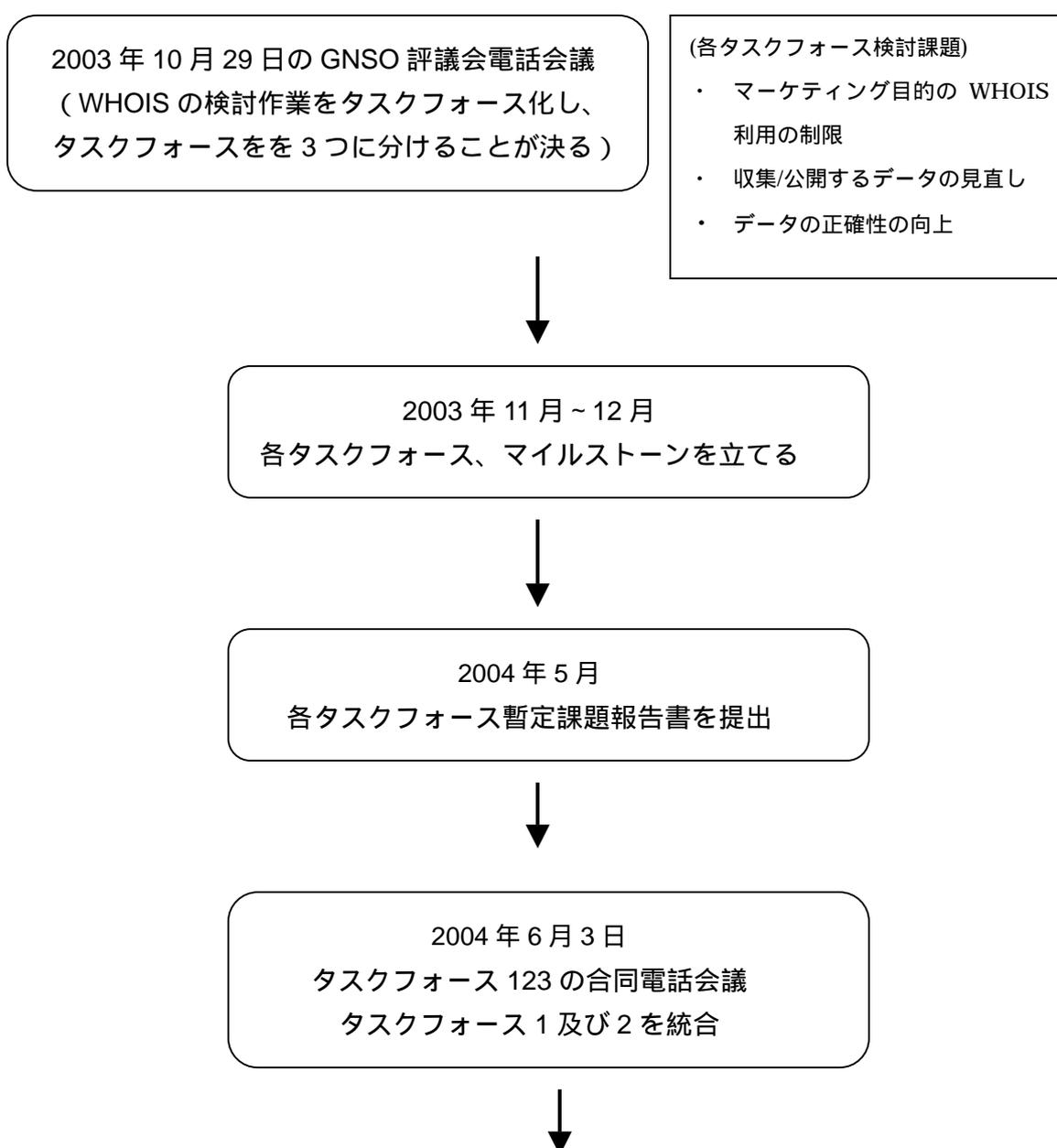
	<p>登録および廃止の日付。</p> <p>特殊な状況に関する提案 現在公開されている全てのデータは、継続して公開されるが、個人の登録者が、『そのドメイン名の使用の目的が非営利的なもので、一般からのアクセスが制限されない限り彼ら自身に関するデータへの一般からのアクセスにより、彼ら個人の安全やセキュリティー面での具体的現実的な利益が危険にさらされることへの懸念について合理的な根拠を提示することができる者が特殊な状況のオプションを行使する場合を除く。行政サービス機関も申請することができる(例えば虐待された女性のためのシェルター)』</p>
<p>一般から入手可能ではないデータにアクセスする方法を定義して下さい。</p>	<p>OPoC (運用連絡先) の提案 この委任事項を対象としていません。</p> <p>特殊な状況に関する提案 この委任事項を対象としていません。</p>

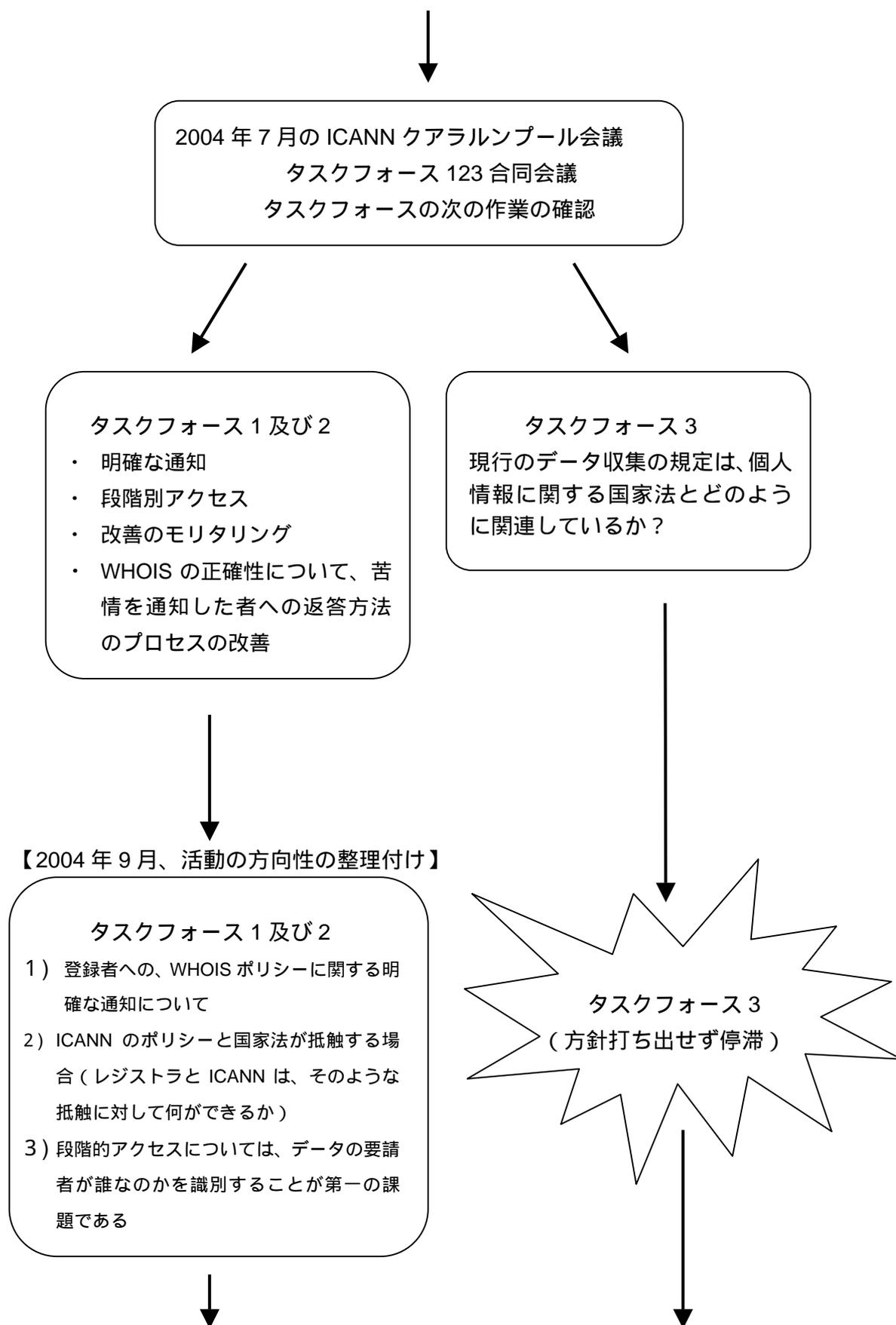
委任事項 4： 不正確なデータ

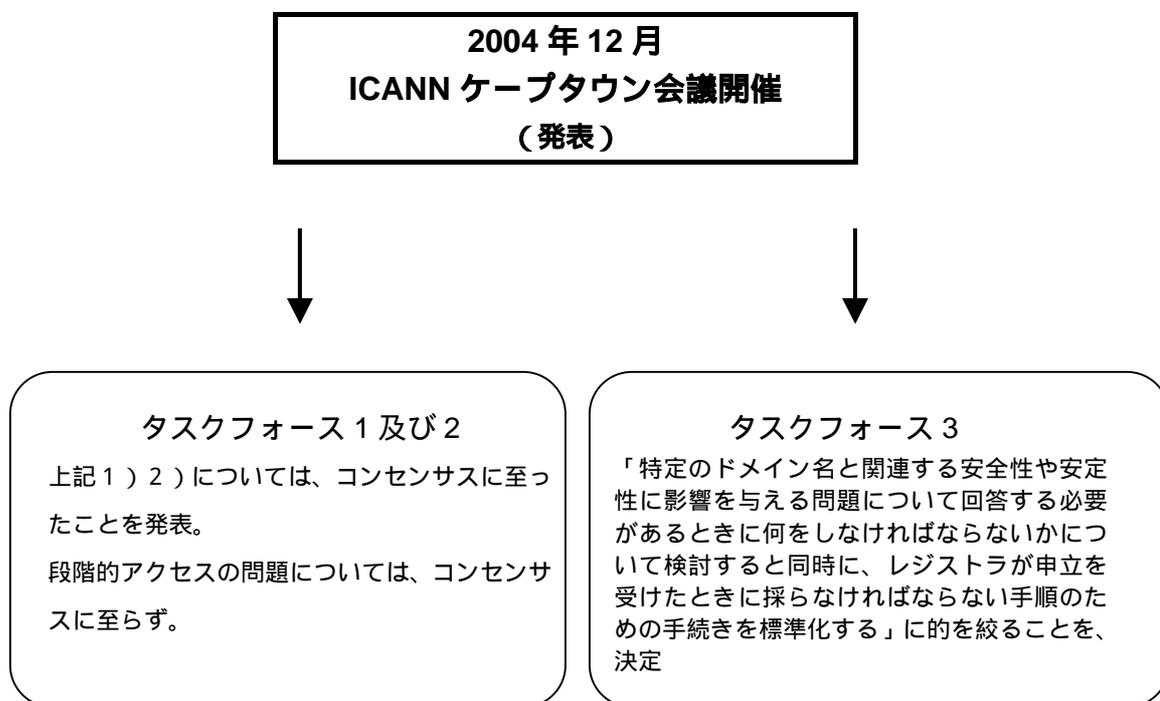
委任事項	提案の対象
<p>不正確な WHOIS データについて登録者に通知するプロセス、不正確な WHOIS データを調査および訂正するプロセスを如何にして改善するかを定義して下さい。</p>	<p>OPoC (運用連絡先) の提案</p> <p>『特定のドメイン名の WHOIS の記録において、WHOIS のレコードが不正確である旨の申立をレジストラが受け取ったとき；</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. レジストラは、OPoC あるいは登録されたドメイン名保持者に直ちに連絡しなければならない。 2. OPoC あるいは登録されたドメイン名の保持者は、申請のあった誤りあるいはデータの正確性を直ちに(案:少なくとも××以内に)防衛する。 もし、登録されたドメイン名の保持者がこの機関内に正確な情報をもって連絡先のレコードを更新しない場合には、レジストラはそのドメイン名を「ホールド」あるいは登録を(案:少なくとも××以内に)廃止しなければならない。 3. 新たな情報を受け付ける前に、レジストラは OPoC あるいは登録されたドメイン名の保持者が新たに提出された email アドレスを使用することにより連絡がつくことを検証しなければならない。 4. 不正確なデータに関する最初の苦情の根拠に email アドレス以外のデータ要素が含まれている場合には、レジストラは、それを受け付ける前に、これらその他のデータ要素への修正を有効なものとするための適切な方法を採らなければなりません。 <p>特殊な状況に関する提案</p> <p>この委任事項を対象としていません。</p>

WHOIS タスクフォース年表

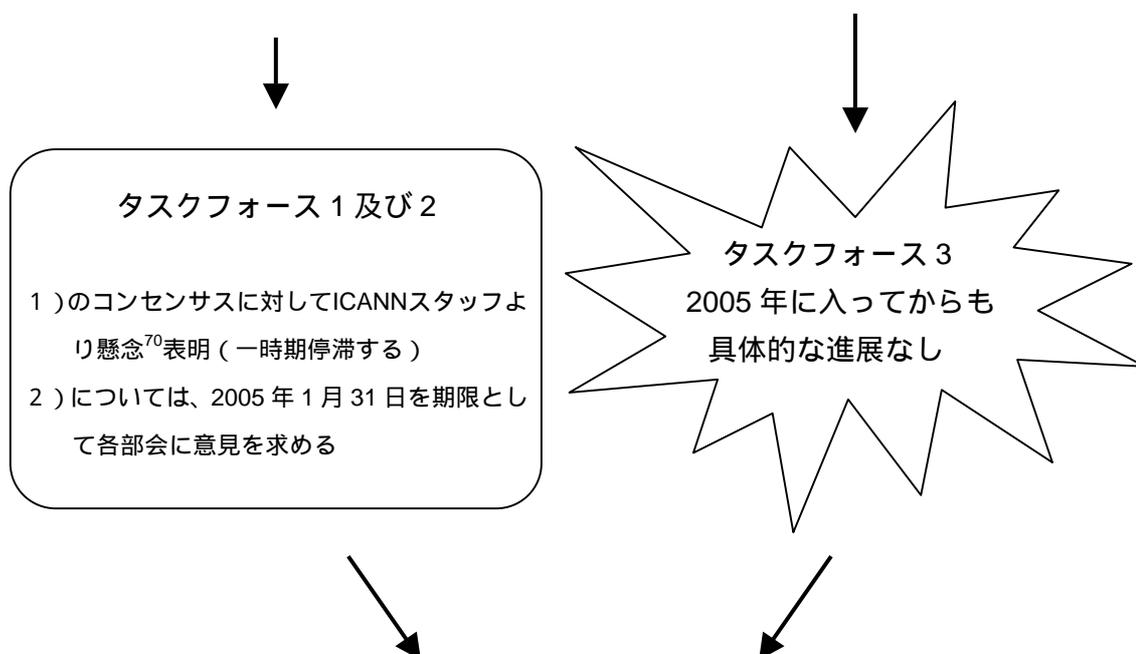
WHOIS におけるプライバシー問題の検討作業の、2003 年 10 月 29 日付けでのタスクフォース化以降の流れは以下のとおりである：







次回 2005 年 3 月のマルデルプラタ会議までに具体的な提案を出すこと、Initial Report の作成を目指す (実現せず)

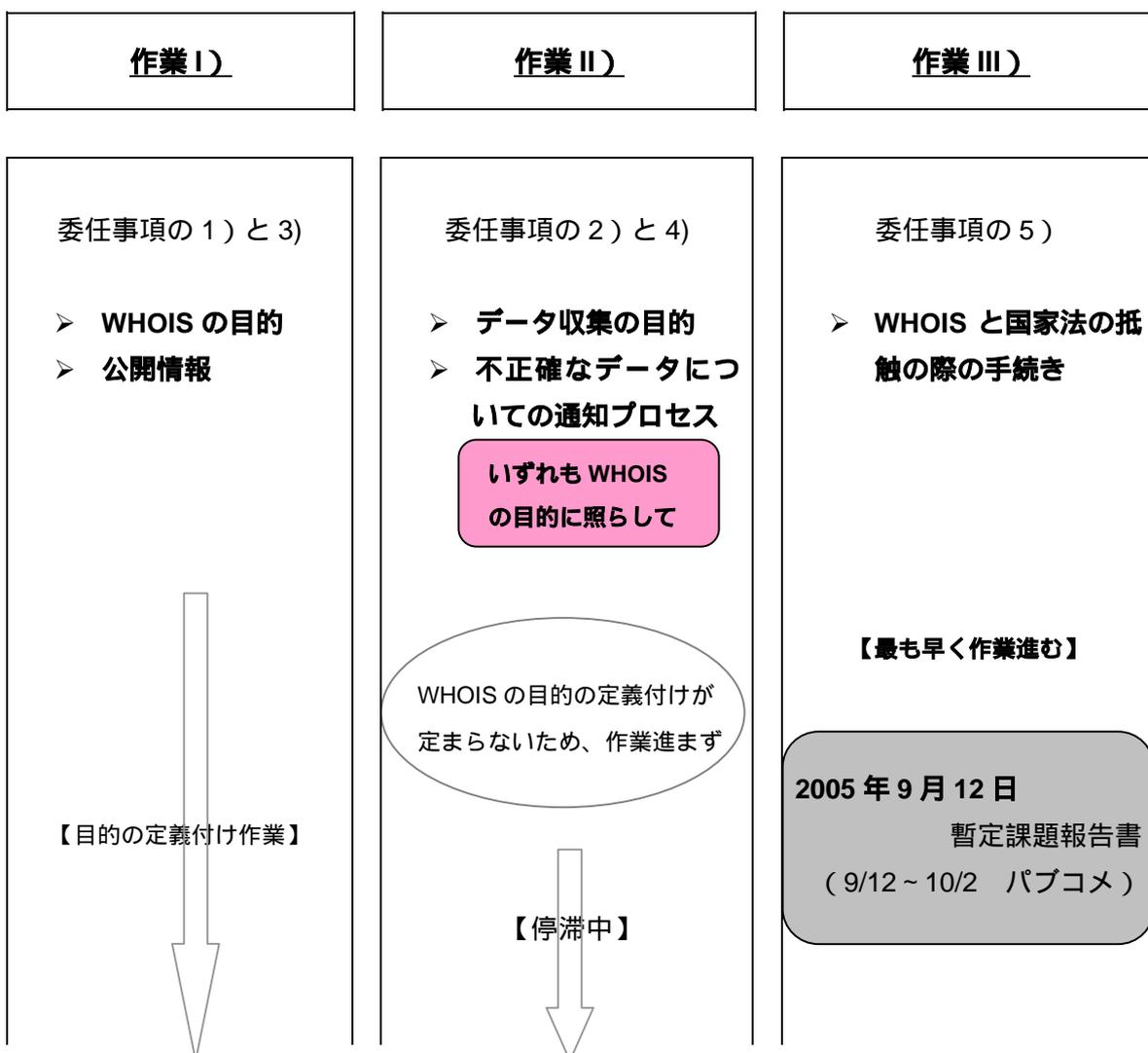


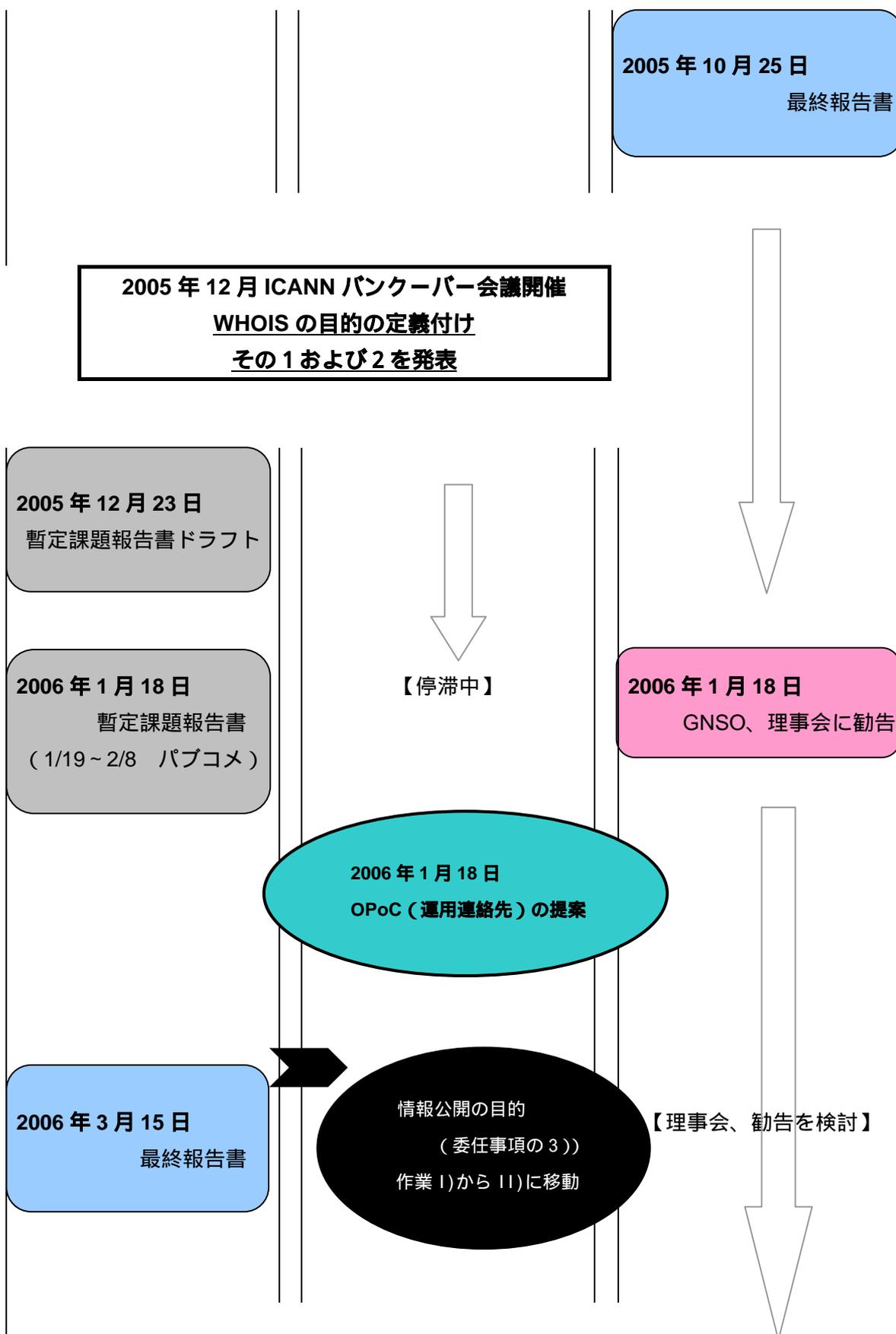
70 タスクフォースの勧告が RAA と噛み合っておらず RAA に抵触する可能性があるが、万一 RAA 違反が生じた場合、ICANN としてはすぐに対処できない可能性があるとの指摘。

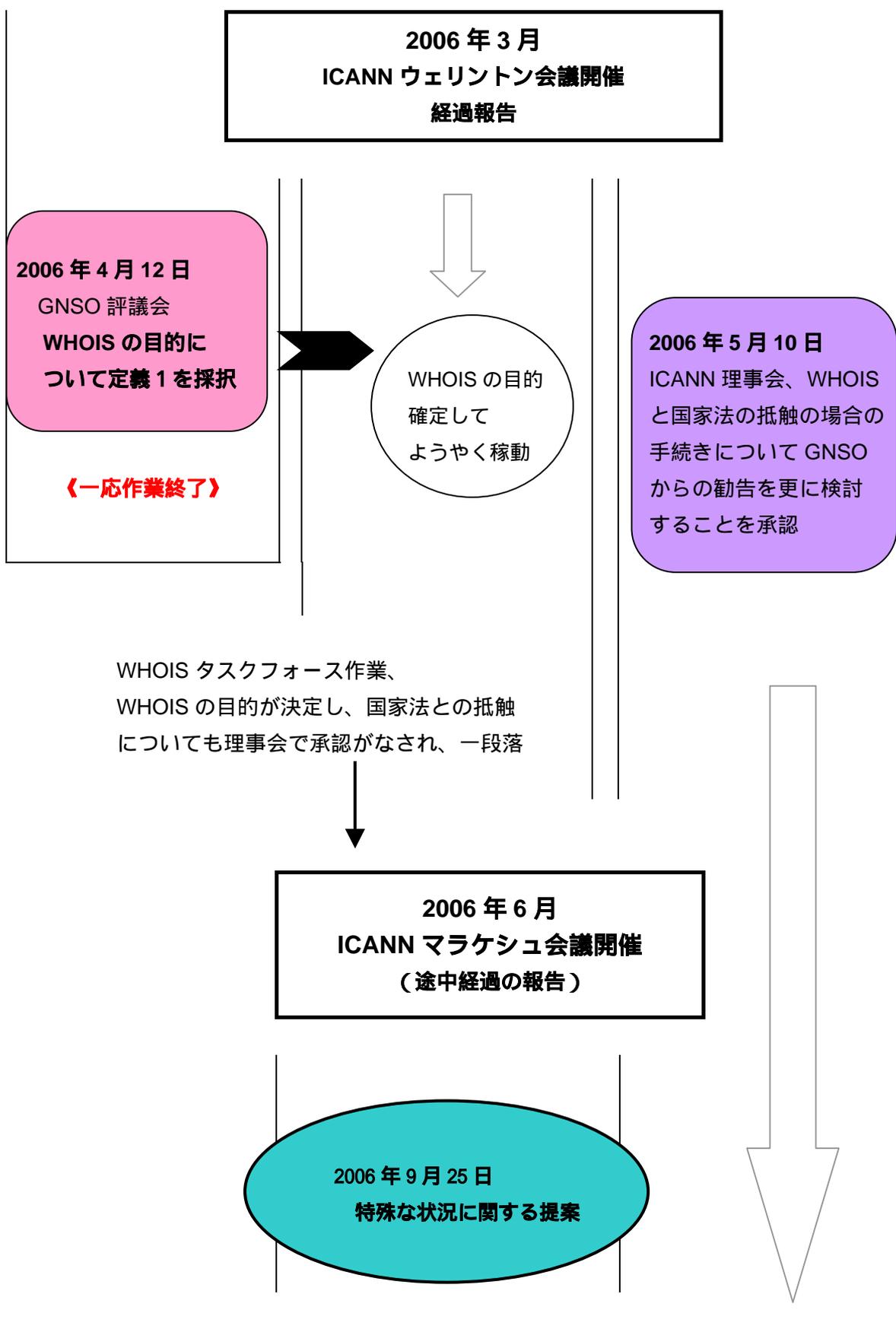
2005 年 2 月 17 日、タスクフォース 1 つに統合

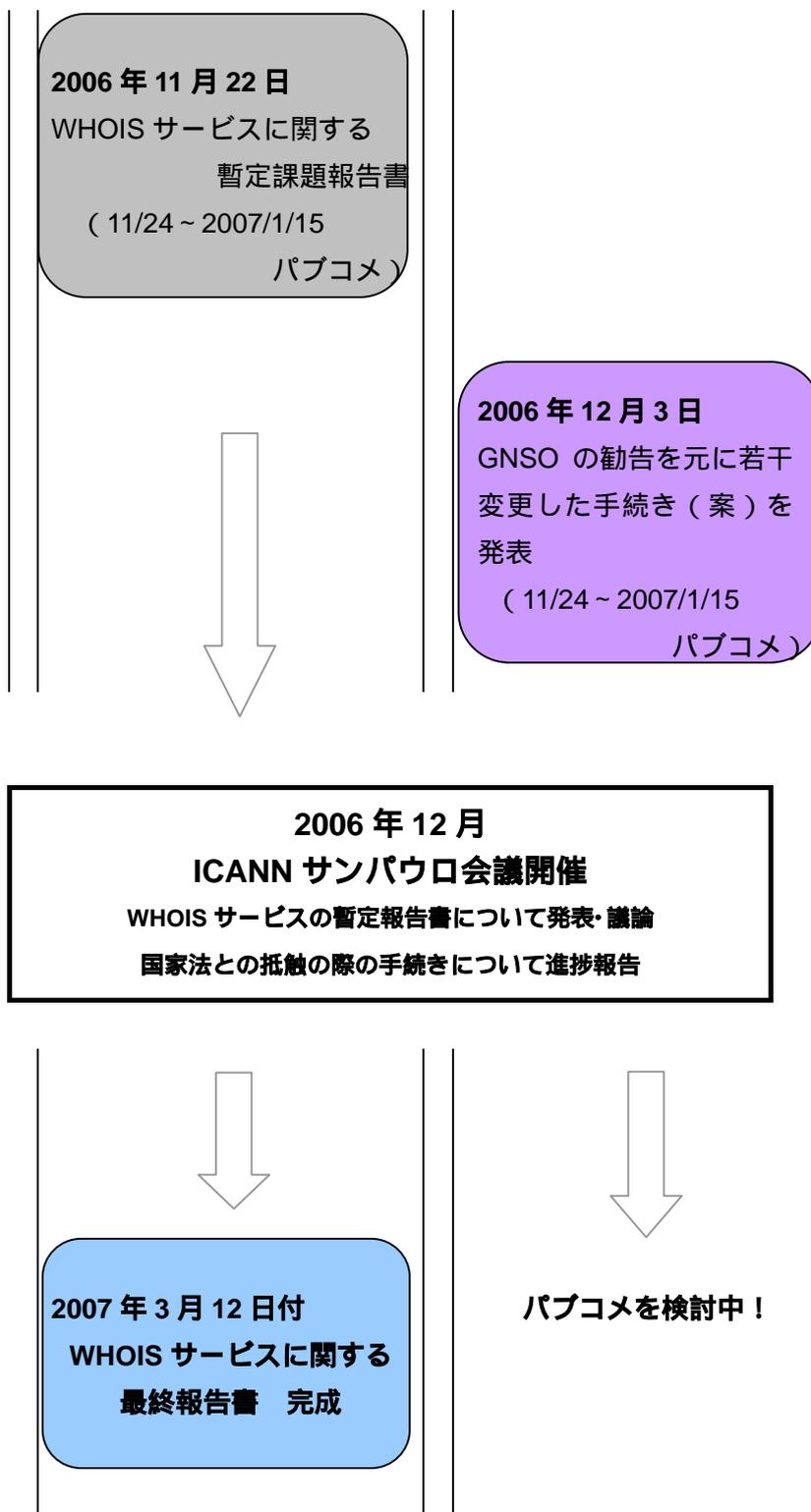
2005 年 6 月 2 日、GNSO 評議会で TOR (Terms of Reference/委任事項) 承認

(グループ分けし、検討作業を進める)









[2007年へ]

3-1-2 ドメイン名マーケットプレイスに関する議論

ドメイン名そのものを利益を上げるための商品として捉えるドメイン名売買やサイバースクワッシングなどの問題と違い、最近ではドメイン名を利用してそこから派生する利益を得ることを目的とした行動がしばしば見受けられるようになってきている。よくある例としては、大量のアクセスが見込めるドメイン名を登録し、そのドメイン名を用いて Web サイトを立ち上げ、その Web サイトにオンライン広告を掲載することなどにより、そこから一定の収入を得ようとする例などである。

もちろん、いわゆる「良いドメイン名」を登録し、それを用いて合法的に利益を上げること自体には特段責められるいわれはない。しかしながら、現在の状況においては、その「良いドメイン名」を選定・入手するためにインターネット全体に対して過度の負担をかける行為が行われており、そのような行為が非常に問題とされている。このような行為の代表的なものが「ドメイン名テストティング」と呼ばれる行為である。

ドメイン名テストティングとは、「良いドメイン名」＝「大量のアクセス数が見込めるドメイン名」を選別するために、まず一度に大量のドメイン名を登録し、そこから一定量のアクセスがあるドメイン名だけを残し、それ以外のドメイン名は全て廃止するという行為である。

もちろん、ただ普通に「登録 廃止」と行っているだけであれば、その件数が大量とはいえ通常の申請とは特別の変わりはなく特に問題視することもないが、現在問題となっているのは、その「登録 廃止」という一連の申請に対して費用負担が必要ないこと、そして無料であるが故に常軌を逸しているとも言えるほどの大量のドメイン名登録と廃止が日々繰り返されているからである。

なぜこのドメイン名の登録が無料で行えるかというと、その原因は Add Grace Period(登録猶予期間)という仕組みが利用されているからである。この Add Grace Period は、本来はこのようなドメイン名テストティングのための仕組みではなく、ユーザの間違いなどの理由により登録されたドメイン名に対して課金することによりユーザに不利益を与えないことを目的とした仕組みで、登録者が新規にドメイン名を登録した後、一定期間内(5日間)にその登録を取り消せば登録料が不要となるという仕組みである。

ただし、登録者が本当に間違いで登録したのかどうかをレジストラ側が調べる術はなく、それがトラフィックの多いドメイン名を選別したい一部の個人・業者に目をつけられ、より少ないコストでドメイン名を選別するための道具として利用されてしまうこととなって

しまった。

一度このような方法が発見されると、それが多くの人に広まるのにはさほど時間はかからず、2006年5月の統計では616のレジストラの内、502のレジストラでこのような行為が見られるような事態となっている⁷¹。

このようなドメイン名テストは、さまざまな混乱や不都合をレジストリやレジストラ、ユーザに与えており、その影響はもはや無視できないくらい大きなものとなっている。たとえば、これまでも短いドメイン名や英単語的な意味を持つドメイン名を闇雲に登録していくという行為は存在したし、極端に短いドメイン名であればそれこそ未登録の空いている文字列全てを対象に機械的に登録していくという行為もあったが、それでもドメイン名の登録に費用が発生するのであれば、かかるコストと得られると予想される利益の関係から、実際に登録される文字列にはやはり一定の限度というものが存在した。

しかしながら、ドメイン名の登録に費用が発生しないとすると、システム的な限界まで大量のドメイン名の登録を試み、登録した後でトラフィックの量に基づいてゆっくりと「良いドメイン名」を選別するという行為を行う者が出てきたのである。

このような行為は、後述するドロップキャッチと言われる行為にも影響を与えており、ドメイン名の登録に費用が発生するのであれば、ある程度アクセスが見込めるドメイン名しかキャッチの対象にならなかったものが、費用が不要なことから期限切れとなったドメイン名は全て対象とするような風潮となりつつある。

こうした大量の登録はシステムや回線に対して非常に大きい負荷となっており、それらに対応するためのコストを発生させ、レジストリやレジストラに対して負担となっているとともに、結局はそのコストは回り回って一般的なユーザも負担することとなっている。

また、この一連の選別によって選ばれなかったドメイン名は結局廃止されることになるわけだが、その廃止されたドメイン名も今度は別の人間のドロップキャッチの対象となるなどして、そのドメイン名は登録と廃止を短期間に繰り返すこととなる。これはそのドメイン名を普通に登録したいユーザにとっては非常に迷惑な話であり、登録可能な状態となっているかどうか調べようと WHOIS などを使って検索したら、数日おきにドメイン名の状態が変化しているというわかりにくい状況となってしまう。一方、レジストリやレジストラにとっても、システム的な負荷やコスト負担だけでなく、このような一般ユーザからの問

⁷¹ ICANN Meetings in Marrakech, Morocco Domain Name Marketplace Workshop
<http://icann.org/meetings/marrakech/captioning-dn-27jun06.htm>

い合わせ等が増えることも予想され、それに対応するための余計な人員やコストがさらに必要となるなど、多くの関係者に影響を与えている。

次にドメイン名テイスティングと並んで問題となっている「ドロップキャッチ」と呼ばれる行為であるが、登録の際に活用される Add Grace Period に対して、こちらは廃止時に行われている行為である。

ドロップキャッチとは、文字通り期限切れなどで廃止される（ドロップされる）ドメイン名を登録（キャッチ）する行為であり、現登録者が使わなくなりその登録者の意志に基づいて廃止されるドメイン名を新しい登録者が登録するというパターンもあれば、現登録者が登録期限を忘れていてうっかり廃止されてしまった場合のように、登録者の意志に反して廃止されたドメイン名をいわば横取りするようなパターンもある。

このように廃止されるドメイン名が注目されるのにはそれなりの理由がある。それは廃止されたドメイン名は過去に Web サイトなどで実際に使われていたドメイン名であることが多く、そのドメイン名を利用して Web サイトを立ち上げれば、従来の Web サイトのユーザなどがそのまま勘違いしてアクセスしてきてくれるなど、ある程度のアクセス数が見込める可能性が非常に高いからである。これは Web サイトなどに掲載したオンライン広告などで利益をあげることを目的とする人間にとっては大きなメリットである。なぜなら、ドメイン名の登録料や維持料は使用歴のあるドメイン名も無いドメイン名も同じであり、同じコストを払って登録するのであれば、そこから得られる利益が大きいと予想される方がより有利だからである。

このドロップキャッチという行為は従来からもそれなりに多く見受けられる行為であったが、前述した Add Grace Period という仕組みにより、ドロップキャッチしたドメイン名を数日の内に選別し、アクセス数の見込めないドメイン名については手放してしまえば余計な登録料が発生しないという状況となったため、現在では「登録期限切れで廃止されたドメイン名は全て登録対象とする」というような状況となりつつある。

このような状況により、従来であればそれほど大規模なサイトなどで使っていたものではなく、また文字列もある程度特異性のあるものであれば、仮にドメイン名を期限切れで取り消されてしまっても再登録可能になるのを待って登録し直すという行為が可能であったが、現在ではほぼ全てのドメイン名において、一度期限切れなどで廃止されてしまうと、RGP⁷²（Redemption Grace Period：削除済ドメイン名のための「請戻猶予期間」）を利用

⁷²削除済ドメイン名のための「請戻猶予期間」
<http://www.nic.ad.jp/ja/dom/gtld-policy/rgp.html>

すること無しに再び自分の手に取り戻すことはほぼ不可能な状況になりつつある。

このように大きな問題となっているドメイン名テストやドロップキャッチという行為については、近年のICANN会議でも大きな問題として取り上げられており、2006年6月にモロッコで行われたICANNマラケシュ会議では、ドメイン名マーケットプレイスワークショップ⁷³という、この問題を特別に話し合うための会合が開かれるほどとなった。

このドメイン名マーケットプレイスワークショップでは、ドメイン名テストやドロップキャッチの概要説明や、ドメイン名の登録から期限切れを経て登録削除に至るまでのサイクルにおいてどのような行為が行われているかの解説が行われた。

会合に出席したパネリストからは、一部の登録者によるドメイン名テストなどの行為が、多くの一般的な顧客に対して大きな影響を与えるとともに混乱を生じさせており、それらの顧客に対応するためのレジストラのサポートコストの増大に繋がっているという意見や、Add Grace Periodが本来の意図に反した使い方をされていることは明らかであり廃止を検討すべきではないかという意見などが発表された。また一方では、現状起きていることこそがマーケットのニーズであり、闇雲に排除をするのではなく、早急にポリシー策定プロセスの対象としてルール作りを進めるべきではないかという意見も出た。さらに、レジストリ側からは、ドロップキャッチなどではキャッチを試みるコマンドが大量にレジストリ側のシステムに対して発行されていて、それがレジストリに過大な負荷を与えている現状などが説明された。

このような議論を経て、ドメイン名マーケットプレイスに関する問題については継続的に議論していくことが確認され、次回以降のICANN会議においても引き続きこのドメイン名マーケットプレイスにおける問題について議論されることとなった。

このマラケシュ会議の次に行われた、2006年12月のブラジル・サンパウロ会議においてもドメイン名マーケットプレイスワークショップが開催され⁷⁴、現在の状況についてアップデート報告がなされるとともに、特にAdd Grace Periodに絞って集中的に議論が行われた。この会合では、Add Grace Periodの見直しを求めるコメントが多数寄せられ、ALACの要請によりICANNスタッフがイシューレポートを提出することになった。

⁷³ ICANN Meetings in Marrakech, Morocco
Domain Name Marketplace Workshop
<http://www.icann.org/meetings/marrakech/captioning-dn-27jun06.htm>

⁷⁴ ICANN Meetings in São Paulo, Brazil
Captioning - Domain Name Marketplace Workshop
<http://www.icann.org/meetings/saopaulo/captioning-dnmarket-06dec06.htm>

今回の会合では、このイシューレポートを元に、さらに議論が重ねられることになると思われる。

3-2 IP アドレス

IP アドレスの管理ルールを IP アドレスポリシー、または単にアドレスポリシーというが、このアドレスポリシーには大きくわけて 2 つの種類がある。それは、主に ICANN(IANA) と RIR 間でのアドレス管理ルールを定めるグローバルポリシー(Global Policy)と、RIR 配下でのアドレス管理ルールを定める地域ポリシー(Regional Policy)である。グローバルポリシーは主に IANA から RIR へのアドレス割り振りポリシーを定めるものであるから、必然的に 1 つの資源に対して定義されるアドレスポリシーは世界でただ 1 つとなる。

これに対して地域ポリシーは、世界に 5 つある RIR がその配下のアドレスをどう管理するのかを定めるものであるから、地域差を反映したポリシーが地域ごとに定められることになる。従い、同じ IPv4 アドレスを管理するアドレスポリシーでも、その中身は地域ごとに微妙に異なる。

ここでは、IPv4 アドレスポリシー及び IPv6 アドレスポリシーが現在どのような内容になっており、また、どのような提案がなされているかに関して、グローバルポリシー及び地域ポリシー双方の観点から見ていくものとする。

3-2-1 IPv4 アドレスポリシーの現状とそれに関する議論の動向

3-2-1-1 グローバルポリシー

IPv4 アドレスのグローバルポリシーは、各 RIR での提案、承認のプロセスを経て、2005 年 4 月に ICANN で最終承認された。その内容は以下の通りである。

- 割り振りの原則
 - IANA は各 RIR へ、/8 単位で割り振りを行う。
 - IANA は各 RIR へ、当該 RIR の少なくとも 18 ヶ月分の需要を満たす量の割り振りを行う
 - IANA は各 RIR が独自の割り振りや予約の手法を適用することを認める。
- 初期割り振りサイズ
 - 新たに承認された RIR が出た場合、当該 RIR は/8 の割り振りを IANA から受ける

ことができる。

- 追加割り振りサイズ
 - 利用可能なアドレス空間(AVAILABLE SPACE)が、/8 の 50%を切ったとき、もしくは、利用可能なアドレス空間が、今後9ヶ月に必要なアドレス空間(NECESSARY SPACE)の大きさよりも小さくなったとき、IANA は当該 RIR が 18 ヶ月で必要とするアドレス空間に見合う割り振りを、/8 単位で行う。

- 利用可能なアドレス空間(AVAILABLE SPACE)の定義
 - 利用可能なアドレス空間は、現在使われていないアドレスの数と今後 3 ヶ月の間に予約が切れるアドレス数の和から、断片化したアドレスの数(RIR の最小割り振りサイズ以下のアドレス空間)を引いたものである。

- 必要なアドレス空間(NECESSARY SPACE)の定義
 - 必要なアドレス空間は、過去 6 ヶ月に割り振ったアドレス数の月間平均数に、月数を乗じたものである。
 - 過去 6 ヶ月の月間平均割り振りアドレス数とはまた別の必要がある場合、必要なアドレス空間は、当該需要を満たすアドレス数と定義される。ただし、RIR はこの需要を正当化するための資料を提出しなければならない。

2005年4月以降はこのポリシーに従ってIANAからRIRへIPv4アドレスの割り振りが行われている。2007年3月現在、このポリシーを見直す動きは出てきていないものの、IPv4アドレスのIANAにおける在庫が減っている現状を考慮し、RIR側が自発的にIANAへ申請する割り振り量を減らすことを検討している旨、RIR関係者からの発言があった。

3-2-1-2 地域ポリシー

前述した通り、各RIRではそれぞれ異なるIPv4アドレスポリシーを採用している。以下、各RIRのIPv4アドレスポリシーの主な違いを見ていくこととする。これについてはRIRの連合体として活動しているNRO(Number Resource Organization)が比較表をウェブサイトに掲載⁷⁵している。以下に示したのは主な箇所のみなので、詳細についてはNROの比較表を参照いただきたい。

⁷⁵ <http://www.nro.net/documents/nro41.html>

● 初回割り振りについて

RIR	分野	内容
AfriNIC	サイズ	原則/22（直後の需要が/22 を超えることが正当化できる場合、この限りではない）
	要件	申請者は現在上位 ISP から割り当てを受けている IP アドレスを効率的に使っていることを証明しなければならない。また、新たに割り振りを受ける際には、既に受けている割り当てアドレスからリナンバする必要がある。
	期間	2 年後までの需要を認める。
APNIC	サイズ	原則/21（直後の需要が/21 を超えることが正当化できる場合、この限りではない）
	要件	1) APNIC 会員契約を締結しているか、非会員費用を支払っていること。2) 直後に/23 を使用することを証明できること。3) 過去に割り当てを受けたアドレスをポリシーに従って管理していること。4) 1 年以内に/22 を利用する詳細な計画があること。5) 過去に割り当てを受けたアドレスからリナンバすることに同意すること。
	期間	1 年後までの需要を認める。
ARIN	サイズ	マルチホームしているネットワークには最小/22、それ以外は最小/20 の割り振り。（直後の需要がこれを超える場合、この限りではない）

	要件	<p>/22 の割り振りを受ける場合：上位 ISP から/23 の割り当てを受け、効率的に使用していること、マルチホームする意思があること、及びリナンバに合意すること。</p> <p>/21 の割り振りを受ける場合：上位 ISP から/22 の割り当てを受け、効率的に使用していること、マルチホームする意思があること、及びリナンバに合意すること。</p> <p>/20 の割り振りを受ける場合：上位 ISP から/21 の割り当てを受け、効率的に使用していること、マルチホームする意思があること、及びリナンバに合意すること。</p> <p>もしくは、上位 ISP から/20 の割り当てを受け、効率的に使用していること。（リナンバは要件ではない）</p>
	期間	3 ヶ月後までの需要を認める。
LACNIC	サイズ	/21 もしくは/20。（直後の需要がこれを超える場合、この限りではない。）
	要件	<p>/21 の割り振りを受ける場合：/23 の需要があることを証明すること。</p> <p>/20 の割り振りを受ける場合：上位 ISP から/22 の割り当てを受け、マルチホームしており、12 ヶ月以内にリナンバすること。</p> <p>マルチホームしていない場合、上位 ISP から/21 の割り当てを受け、使用していること、及び 12 ヶ月以内にリナンバすることに合意すること。</p> <p>もしくは、直後の需要があることを証明すること。</p>
	期間	3 ヶ月後までの需要を認める。
RIPE NCC	サイズ	/21（直後の需要がこれを超える場合、この限りではない）
	要件	RIPE NCC との契約、及び需要の証明
	期間	特に定めはない。

● 追加割り振りについて

RIR	分野	内容
AfriNIC	サイズ	最小サイズ /22
	要件	それまでに割り振りを受けたアドレス総量の 80%を効率的に使用していること。
	期間	2 年後までの需要を認める。
APNIC	サイズ	最小サイズ /21、最大サイズの定めは無し。
	要件	それまでに割り振りを受けたアドレス総量の 80%を効率的に使用していること。
	期間	1 年後までの需要を認める。
ARIN	サイズ	マルチホームネットワークについては/22 が最小サイズ、それ以外の場合/20。最大サイズの定めは無し。
	要件	それまでに割り振りを受けたアドレス全てを効率的に使っていること、及び、最後に割り振りされたアドレスの少なくとも 80%を効率的に使用していること。
	期間	3 ヶ月後までの需要を認める。1 年以上 ARIN の会員である ISP は 6 ヶ月後までの需要量を申請できる。
LACNIC	サイズ	最小サイズ/20、最大サイズの定め無し。
	要件	それまでに割り振りを受けたアドレス総量の 80%を効率的に使用していること。
	期間	1 年後までの需要を認める。
RIPE NCC	サイズ	最小サイズ/21、最大サイズの定め無し。
	要件	それまでに割り振りを受けたアドレス総量の 80%を効率的に使用していること。
	期間	それまでの利用状況を踏まえ、最大 2 年後までの需要を認める。

- RIR による IP アドレス割り当て（プロバイダ非依存アドレス）

RIR	分野	内容
AfriNIC	サイズ	最小サイズ/24、最大サイズの定め無し。
	要件	直後に割り当てアドレスの 25% を使用し、1 年以内に 50% を使用すること。
APNIC	サイズ	最小サイズ、最大サイズ共に定め無し。
	要件	マルチホームすることを証明し、それまでに割り当てられたアドレスからリナンバすることに同意すること。直後に割り当てアドレスの 25% を使用し、1 年以内に 50% を使用するという基準に従い、サイズが決定される。
ARIN	サイズ	マルチホームネットワークは最小サイズ/22、それ以外は /20。最大サイズの定め無し。
	要件	直後に割り当てアドレスの 25% を使用し、1 年以内に 50% を使用するという基準に従い、サイズが決定される。
LACNIC	サイズ	最小サイズ/24、最大サイズの定め無し。
	要件	マルチホームしている組織は上位 ISP から /25 の割り当てを受けている場合、/24 の割り当てを受けられる。 マルチホームしていない組織は、/21 の必要があることを証明した上で /20 の割り当てを受けられる。
RIPE NCC	サイズ	最小サイズ、最大サイズ共に定め無し。
	要件	必要があることを証明すること。

- RIR による割り当て審査

RIR	内容
AfriNIC ARIN	該当ポリシー無し。
APNIC LACNIC RIPE NCC	LIR が RIR に承認を得ることなく割り当てができるサイズが（アサインメントウィンドウ：Assignment Window）が定められており、これを超えるサイズの割り当てを行う場合、割り当て前に RIR の承認を得る手続きが必要である。

3-2-1-3 各 RIR でのポリシー提案状況

2006 年 4 月から 2007 年 3 月までの間に、各 RIR へ提出された IPv4 アドレスポリシー提案は以下の通りである。

提案提出先	提案概要	2007 年 3 月 現在の状況
APNIC	電子メールによる APNIC WHOIS 等のデータベース情報更新を廃止し、Web 等を使った情報更新手法に移行する。	採用に至らず、継続議論。
	逆引きネームサーバが不適切に設定されているケースの定義を変更。	採用、実施済み。
	IANA が新たな /8 を割り振る場合、当該ブロックへの到達性を向上させるための取り組みを RIR 共同で行う。	採用に至らず。
	IANA の IPv4 アドレスの在庫が残り 30 を切った時点から 2 年後を IPv4 アドレスの最終割り振り期日と定め、前もって告知を行う。	採用に至らず、継続議論。
ARIN	エニキャストを利用する組織に対し、/24 の割り当てを行う。	却下。
RIPE NCC	プロバイダ非依存アドレスの最小割り当てサイズを /24 と規定する。	議論中。
	IPv4 アドレスの割り振り量を、2 年後までの需要に対応する量から、1 年後までの需要に対応する量へ変更する。	議論中。
	LIR のアサインメントウィンドウを、最初に割り振りを受けてから 6 ヶ月後に、一律 /21 とする。	議論中。
LACNIC	使用されていない IP アドレスを回収する。	採用決定、実施待ち。
	IPv4 アドレスの割り振り量を、3 ヶ月後までの需要に対応する量から、1 年後までの需要に対応する量へ変更する。	採用、実施済み。
AfriNIC	IPv4 アドレスの割り振り量を、2 年後までの需要に対応する量から、1 年後までの需要に対応する量へ変更する。	議論中。

3-2-2 IPv6 アドレスポリシーの現状とそれに関する議論の動向

3-2-2-1 グローバルポリシー

IPv6 アドレスのグローバルポリシーは、各 RIR での提案、承認のプロセスを経て、2006 年 9 月に ICANN で最終承認された。その内容は先に紹介した IPv4 グローバルポリシーとほとんど同じであり、ICANN から RIR へ割り振るアドレスの大きさのみが異なる内容となっている。具体的には、IPv4 が/8 単位で割り振りを行うのに対し、IPv6 では/12 単位で割り振りを行っている。

2006 年 9 月以降はこのポリシーに従って IANA から RIR へ IPv6 アドレスの割り振りが行われている。それまでは RFC の慣例に従って、/23 単位での割り振りが行われていたが、2006 年 10 月にはこのポリシーに基づき、IANA から RIR へ/12 の割り振りが行われている。2007 年 3 月現在、このポリシーを見直す動きは出てきていない。

3-2-2-2 地域ポリシー

前述した通り、各RIRではそれぞれ異なるIPv6 アドレスポリシーを採用している。以下、各RIRのIPv6 アドレスポリシーの主な違いを見ていくこととする。これについてはRIRの連合体として活動しているNRO(Number Resource Organization)が比較表をウェブサイトに掲載⁷⁶している。以下に示したのは主な箇所のみなので、詳細についてはNROの比較表を参照いただきたい。

- 初回割り振りについて

RIR	分野	内容
AfriNIC	サイズ	/32
	要件	1) LIR であること。2) エンドサイトでないこと。3) AfriNIC 地域の組織に対し、IPv6 の接続性を提供する詳細な計画があること。4) 12 ヶ月以内に/48 の割り当てを合理的な数行う計画があり、その割り当てを 1 つの集成されたブロックで 12 ヶ月以内に広報する計画があること。
	期間	2 年後までの需要を認める。

⁷⁶ <http://www.nro.net/documents/nro41.html>

APNIC RIPE NCC	サイズ	/32
	要件	1) LIR であること。2) エンドサイトでないこと。3) /48 を割り当てた組織に対し、IPv6 の接続性を提供する計画があり、その経路広告を、割り振られたアドレス一つに集成して行うこと。4) 2 年以内に最低でも 200 の/48 の割り当てを行う計画があること。
	期間	2 年後までの需要を認める。
ARIN	サイズ	/32
	要件	1) LIR であること。2) エンドサイトでないこと。3) 割り当てを行った組織に対し IPv6 の接続性を提供する計画があり、その経路広告を、割り振られたアドレス一つに集成して行うこと。4) ARIN 地域において既存、既知の ISP であるか、もしくは 5 年以内に最低でも 200 の/48 の割り当てを行う計画があること。
	期間	2 年後までの需要を認める。
LACNIC	サイズ	/32
	要件	1) LIR もしくは ISP であること。2) エンドサイトでないこと。3) 他組織に対して IPv6 の接続性を提供する詳細な計画を文書化すること。4) 12 ヶ月以内に、割り振りを受けたアドレスの経路広告を割り振られたアドレス一つに集成して行うこと。5) 24 ヶ月以内に、LACNIC 地域に位置する顧客に対し、IPv6 サービスを提供すること。
	期間	2 年後までの需要を認める。

- 追加割り振りについて

RIR	分野	内容
AfriNIC APNIC RIPE NCC	サイズ	初回割り振りサイズと同じサイズ。それを超える場合、正当化が必要。
	要件	HD-ratio=0.8 という式を満たす数の/48 の割り当てを行う必要がある。
	期間	2 年後までの需要を認める。
ARIN	サイズ	初回割り振りサイズと同じサイズ。それを超える場合、正当化が必要。
	要件	HD-ratio=0.94 という式を満たす数の/56 の割り当てを行う必要がある。
	期間	2 年後までの需要を認める。
LACNIC	サイズ	初回割り振りサイズと同じサイズ。それを超える場合、正当化が必要。
	要件	HD-ratio=0.94 という式を満たす数の/48 の割り当てを行う必要がある。
	期間	2 年後までの需要を認める。

- RIR による IP アドレス割り当て（プロバイダ非依存アドレス）
（クリティカルインフラストラクチャへの割り当て）

RIR	分野	内容
AfriNIC	サイズ	（該当ポリシー無し）
	要件	（該当ポリシー無し）
APNIC	サイズ	最小サイズ/32
	要件	ルート DNS、ccTLD、gTLD、IANA、RIR、NIR の実際の運用者
ARIN	サイズ	最小サイズ/48
	要件	ルート DNS、ccTLD、gTLD、IANA、RIR、IXP の実際の運用者
LACNIC	サイズ	最小サイズ/48、最大サイズ/32
	要件	NAP、ルート DNS、ccTLD、gTLD、IANA、RIR、NIR の実際の運用者
RIPE NCC	サイズ	最小サイズ/48
	要件	ルート DNS、gTLD、エニキャストを利用する ccTLD

- RIR による IP アドレス割り当て（プロバイダ非依存アドレス）
（エンドユーザへの割り当て）

RIR	分野	内容
AfriNIC	サイズ	（該当ポリシー無し）
APNIC LACNIC RIPE NCC	要件	（該当ポリシー無し）
ARIN	サイズ	最小サイズ/48
	要件	1) IPv6 の LIR でないこと。2) ARIN の IPv4 ポリシー上で割り当てもしくは割り振りを受ける資格があること。

3-2-2-3 各 RIR でのポリシー提案状況

2006 年 4 月から 2007 年 3 月までの間に、各 RIR へ提出された IPv6 アドレスポリシー提案は以下の通りである。

提案提出先	提案概要	2007 年 3 月現在の状況
APNIC	マルチホームを行うエンドユーザへ、RIR が直接/48 の IPv6 割り当てを行う。	採用決定。実施待ち。
	割り当てが必要なエンドユーザへ RIR が直接 /32 の IPv6 割り当てを行う。	採用に至らず。
	内部組織へ/48 の割り当てを行うエンドユーザへも、IPv6 割り振りを行えるようにする。	採用に至らず。
	LIR からエンドサイトへの割り当てサイズを、/48 から/64 の間で、LIR が自由に選ぶことができるようにする。	採用決定。実施待ち。
	クリティカルインフラストラクチャへの割り当ての最大サイズを/32 に制限する。	採用決定。実施待ち。
	IPv6 アドレスの初回割り振りを受ける要件から、「200 の割り当てを行う」という条件を撤廃する。	採用に至らず、継続議論。
	IPv6 アドレスポリシー中の「Interim」という言葉を外す。	採用に至らず、継続議論。
	同一エンドサイトに複数の/48 の割り当てを行う際に必要な RIR の事前承認手続きの撤廃。	採用に至らず。
ARIN	LIR からエンドサイトへの割り当てサイズを、/48 から/64 の間で、LIR が自由に選ぶことができる。あわせて、追加割り振りの基準を HD-ratio=0.94 で算出される値に変更する。	採用、実施済み。
	IPv4 のプロバイダ非依存アドレスの割り当て要件を満たす組織に対して、IPv6 のプロバイダ非依存アドレスの割り当てを行う。	採用、実施済み。
RIPE NCC	割り当てが必要なエンドユーザへ RIR が直接 /32 の IPv6 割り当てを行う。	議論中。

	IPv6 アドレスの初回割り振りを受ける要件から、「200 の割り当てを行う」という条件を撤廃する。	議論中。
LACNIC	LIR からエンドサイトへの割り当てサイズを、原則/56 とする。	採用に至らず、継続議論。
	割り当てが必要なエンドユーザへ RIR が直接 /32 の IPv6 割り当てを行う。	採用に至らず、継続議論。
AfriNIC	割り当てが必要なエンドユーザへ RIR が直接 /32 の IPv6 割り当てを行う。	議論中。
	同一エンドサイトに複数の/48 の割り当てを行う際に必要な RIR の事前承認手続きの撤廃。	議論中。

上の表で分かるとおり、各地域において同じようなポリシーが議論されている。IPv6 ポリシーの提案は、初期割り振り要件の変更などの重要箇所に関してなされており、このポリシーが成熟するまでにはまだ時間がかかるということであろう。

3-2-3 その他ポリシーの現状とそれに関する議論の動向

3-2-3-1 4 バイト AS 番号

現在広く使われている AS 番号は 2 バイト(0-65,535)のものであるが、インターネットの発展に伴いこの番号もいずれは枯渇することが見えてきている。これに対応するため規格策定されたのが 4 バイト AS 番号(0-4,294,967,295)である。

この 4 バイト AS 番号をどのように配布するかが 2005 年から 2006 年にかけて各 RIR で議論された。その結果、以下のようなスケジュールで 4 バイト AS 番号を配布することが各 RIR のフォーラムで合意に至り、実施に移されている。

- 2007 年 1 月 1 日 ~ 2008 年 12 月 31 日

希望者に限り、4 バイト AS 番号空間のみ(65,536 - 4,294,967,295)からの割り当てを行う。特に希望しない限り、従来の 2 バイト AS 番号空間(0-65,535)からの割り当てが行われる。

- 2009 年 1 月 1 日 ~ 2009 年 12 月 31 日

希望者に限り、従来の2バイト AS 番号空間(0-65,535)からの割り当てを行う。特に希望しない限り、4バイト AS 番号空間のみ(65,536 - 4,294,967,295)からの割り当てが行われる。

- 2010年1月1日以降

拡張された AS 番号空間全体(0 - 4,294,967,295)からの割り当てが行われる。

4バイト AS 番号規格策定、及びこのポリシーが RIR で承認されたことから、2006年11月には IANA から各 RIR へ、4バイト AS 番号の割り振りが1,024個ずつ行われている。